

民族衝突の記憶

―「津軽一統志」巻第一〇収載の寛文蝦夷蜂起関連資料と叙述の継承―

市毛幹幸

はじめに

寛文九年（一六六九）六月、松前藩の蝦夷地・アイヌ統治に対する不満、和人の蝦夷地進出や災害による社会不安を基本原因として、蝦夷地日高地方を中心にアイヌが蜂起し、多くの和人が襲撃・殺戮された。蜂起は蝦夷地東部ではシラヌカ（白糠町）、西部ではマシケ（石狩市浜益）にまで拡大し、日本近世における最大規模の民族衝突に発展した。このいわゆる寛文蝦夷蜂起（一六六九〜七二）は強大な軍事力を誇る幕藩権力により鎮圧され、アイヌ社会の日本近世国家への編成を一步押し進める結果となった。

ところで、弘前藩官撰史書「津軽一統志」（本稿では明和三年（一七六六）書写の奥書があり、現在確認できる最古の写本の弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫本を使用）編纂を命じる藩庁の享保一二年（一七二七）一〇月二四日付の触書には「寛文年中秋蜂起之節彼地ニ而之儀面々覚書も候歟、又聞伝之儀ニ而も候ハ、是又可申出候」と寛文蝦夷蜂起関連資料の提出が指示されており（長谷川成一校訂『御用格（寛政本）』上巻 弘前市 一九九一年 五一五頁）、編纂方針立案段階から蜂起に

かかわる諸々の事柄を記録にとどめようと企図されていたことが理解される。実際、「津軽一統志」巻第一〇の項目「松前蝦夷蜂起」に寛文蝦夷蜂起に際しての弘前藩による松前藩への加勢派兵や情報収集活動に関する諸資料が収載され、蜂起研究の基本文献となっている。そして「津軽一統志」における寛文蝦夷蜂起叙述と藩庁の意図との関係をめぐっては、首巻の序に弘前藩四代藩主津軽信政が「威一風振^ニ于夷一狄^ニ」人物であると記述されていることから、蝦夷地への弘前藩加勢派兵を信政の「威風」と規定し、自領内にもアイヌを抱える弘前藩が、近世国家秩序において「北狄の押へ」であることを藩の正史に確定させようとしたとされている。⁽¹⁾つまり、蜂起に際して軍役動員された弘前藩は自藩を近世国家秩序、就中、幕府の国家公権である対外編成（異民族編成）における「北狄の押へ」と位置づけていくことになるが、この藩意識が提示されるのが「津軽一統志」編纂過程であったということになる。

本稿の目的は、弘前藩の藩意識の重要な根拠となった寛文蝦夷蜂起への対応実績、いわば、民族衝突の記憶が「津軽一統志」巻第一〇「松前蝦夷蜂起」（以下、当該部分を便宜的に「巻一〇」と略記）において如何に叙述され、後世に継承されていくのかを考えることである。そのた

めに先ず、蜂起への弘前藩の政治的・軍事的対応、情報収集活動を時系列に整理し、「巻一〇」収載各資料が如何なる動向に照合するかを概括する。次いで「巻一〇」が如何なる資料配列、構成によって編まれたのかを検討し、それを踏まえて「巻一〇」叙述Ⅱ民族衝突の記憶が如何に後の修史事業に継承されたのか、その意義について述べることにしたい。

なお、近世の夷島（北海道^③）は松前藩庁所在地を中心とする和人居住地域と和人の居住が原則的に認められないそれ以外のアイヌ居住域とに区分されていたが、本稿では藩庁所在地を福山城下、各々の区分を松前・蝦夷地と表記する。また、蝦夷地の地域区分は「巻一〇」の記述に従い、東部地域を「下蝦夷地」、西部地域を「上蝦夷地」とする。蝦夷地地名はカタカナで表記し、現行地名は市町村名や河川名、島嶼名で示すことにする。

一 弘前藩の寛文蝦夷蜂起対応と「巻一〇」収載資料との照合

最初に、寛文九年段階での松前藩権力によるアイヌ蜂起鎮圧過程と同時的に進められた、弘前藩の蜂起対応を時系列に整理し、「巻一〇」の「十ノ巻」・「巻第十之中」・「巻第十之下」（以下、「上」・「中」・「下」と略記）収載各資料との関係について検討する。その際、「弘前藩庁日記（御国日記）」、「同 江戸日記」（ともに、弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書。以下、前者を「国日記」、後者を「江戸日記」と略記）及び「巻一〇」各巻収載資料を内容毎、収載順に整理分類した表Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

（「上」・「中」・「下」に対応）を参照する。

「松前之状」蜂起の初報が弘前にもたらされたのは寛文九年六月晦日のことであった（「国日記」同日条）。それは弘前藩家老渡辺次夫（治太夫とも）・傍嶋九郎左衛門宛の松前藩家老蛸崎藏人・同主殿書状（表Ⅰ・A）で、アイヌ蜂起に「自分之働ニ於難叶ハ尚重テ案内可通之間、其節頼入」ことを趣旨としていた。これをうけた国元からの七月一日付注進が在府中の藩主津軽信政のもとに届いたのは七月一日であった（表Ⅰ・C、E）。

「国日記」によれば、国元では同八日、「松前より加勢之儀申来次第可遣」として、棟方二郎右衛門・岡田理右衛門に足軽や鉄砲打ちの小知行（下級藩士）二五人を添えての、また同一日には辻道益・野田三説に、各々、加勢派遣を通過し、加えて、同十二日に福山城下へ状況探索のために阿部喜兵衛を派遣すると同時に平沢左兵衛・工藤半右衛門を軍横目に任命する（各々、同日条）など国元主導で加勢準備、情報収集の態勢が整えられた。

七月一日に初報に接した江戸の弘前藩邸では、江戸家老北村弥右衛門に、すでにアイヌ蜂起初報に接していた松前藩邸と交渉させ、松前藩側の報告を待つて幕府へ報告することを決定し、同一三日、松前藩側が大目付北条正房を介して報告するに及んで、大老酒井忠清にアイヌ蜂起の旨を届け出た（表Ⅰ・A、C、E）。信政はこの時、松前藩からの加勢要請があった場合の対処、自身の帰国について問い合わせているが、酒井から、老中への取次を信政義兄の若年寄土井利房（続群書類従完成会編『寛政重修諸家譜』第五 続群書類従完成会 一九六四年 二五七

（二五八頁）へ申し入れるようにとの指示をうけ、江戸藩邸では翌一日、土井を介して老中まで、酒井に対するものと同様の申し入れをし、且つ松前藩家老から国元への書状の趣旨は弘前藩の加勢派兵について了解済みであるとの認識を伝えている（表Ⅰ・C、D）。しかし、老中の指示は「御加勢之義ハ從御公義可被仰出」と、加勢派兵はあくまで幕府指令を根拠とするというものであった（表Ⅰ・D）。

江戸ではこのような幕藩間交渉の後、七月一五日付で北村から国元の渡辺・傍嶋に宛てて幕命による加勢派兵の手続きや領内統制、盛岡・秋田両藩の動向を含めた蜂起関連情報の収集・注進に関する指示（表Ⅰ・E）とともに「松前表御加勢御人数定」（表Ⅰ・B）を送付した。後者は、アイヌ蜂起の状況次第で加勢派兵が幕府から命ぜられることを想定して、加勢隊の陣容を構想・指示したもので、杉山八兵衛隊、津軽喜左衛門隊、津軽佐内・大道寺宇左衛門隊の三番組編成、一五八二人規模の軍勢を派遣し、なお、蜂起を鎮圧できない場合、信政自身が旗本三〇〇〇人を引率して出陣するというものであった。この段階の江戸藩邸は、加勢派兵は幕府指令遵守を原則に、内々の加勢準備、福山城下や松前・蝦夷地情勢の探索、隣藩動向の探索を行動方針として国元に指示していたのである。

ところで、先にも述べたように弘前藩側の意向は大老酒井の指示により藩主縁戚の土井を介して老中へ伝達されるシステムになっていた。こうした幕府中枢に位置する人物を背景とした藩主信政のアイヌ蜂起に対する藩政指導は必然的に権威性を帯び、正当化された。国元立案の緊急的対応はこの七月一五日付藩邸指示により否定され、以後、弘前藩の蜂

起対応は信政主導体制に一本化されていくことになる。

七月一六日、アイヌ蜂起についての第二報が、同一日に弘前を発足した早飛脚によって江戸藩邸に着到する（「江戸日記」同日条、表Ⅰ・H）。北村が弘前藩派兵に関する意向を上申手続きの相談のために土井に面会し（表Ⅰ・G）、翌一七日、信政は土井の指示に基づいて、大老酒井や老中に弘前藩加勢派兵の意向を言上（表Ⅰ・H、J）、老中土屋数直から加勢派兵の幕府の意向が下され（表Ⅰ・I）、弘前藩は同日付信政書状で松前藩主松前矩広（蜂起当時の呼称は兵庫、吉広）に要請次第の加勢派兵と近日中に信政が江戸を発向する予定であることを通知する（表Ⅰ・K）。派兵の正当性を保証された弘前藩江戸藩邸では、同一八日付渡辺・傍嶋宛北村書状で、先に国元主導で決定された棟方・岡田らの派兵準備は正当性のないものとして中止を指示した（表Ⅰ・F）。

国元では信政不在のなか、七月二三日に同一五日付北村書状と「松前表御加勢御人数定」を受領し、信政の意向に従い三番組の内、先ず杉山八兵衛組の派遣が内示された（「国日記」同日条）。翌二四日には松前藩から在福山城下の弘前藩御用達商人藤忠兵衛を通じて、鉄砲借用要請があり、鉄砲五〇挺を貸与した（「国日記」同日条）。また同二六日、弘前に到来した七月一七日付と思しき松前矩広宛信政書状を松前藩庁に回送するが（「国日記」同日条）、これによって弘前藩の加勢派兵が幕府の既定方針となっていることを知ったであろう松前藩側では、七月二八日付、鉄砲貸与返礼の蛸崎主殿書状（表Ⅰ・Q）で「相図之火立」次第の派兵、多勢の不要、鉄砲隊派遣の三要点を強調してその要望を申し入れた。しかし、弘前藩側では二三日以降、加勢派兵の準備が着々と進行し

(表Ⅰ・〇)、同二八日には派遣藩士へ布告(表Ⅰ・R1)がなされ、八月一日には、七月一五日付指示によると思われる情報収集のために工藤忠兵衛方へ今儀右衛門が派遣される(「国日記」同日条)など、情報収集も活発化していた。そして、七月二〇日に江戸を発足した信政が八月四日に弘前に帰着し(表Ⅰ・L)、加勢準備、情報収集に関する弘前藩の活動が本格化することになる。

八月二日、松前藩庁への使者として、須藤惣右衛門・吉村場左衛門が派遣される(表Ⅰ・N)。須藤らは信政の、松前矩広と幕府から蜂起鎮圧指揮官として派遣されていた藩主一族で旗本の松前泰広(八左衛門)に宛てた、松前藩鎮圧隊の前線基地クンヌイ(長万部町)までの道筋検分要請の書状と緊急時即応のために予め少数の足軽を派遣したい旨を申し入れる口上とを携えていた(「国日記」同日条)。両者は福山城下到着後、松前藩側交渉窓口の蛸崎主殿・加藤九郎右衛門とクンヌイへの通行折衝を重ねるが、蝦夷地への通行を不可とする方針の松前藩側に拒否され、結局果たせなかった(表Ⅲ・ハ)。

須藤・吉村は一方で、福山城下にあつて情報収集にもつとめていた。彼らが藩庁から指示されていた調査項目は多岐に及び、直接(実見)・伝聞情報に基づく報告の書上(表Ⅱ・i1、3)と両者の渡海状況や松前到着から帰国までの対松前藩交渉の詳細、福山城下収集情報を記した覚書(表Ⅲ・ハ)をあわせれば、内容は福山城下での伝聞情報が主流を占めるとはいえ、松前・蝦夷地の情勢、鎮圧戦の状況にとどまらず、アイヌ蜂起の経緯やアイヌ社会の様相、松前藩の内政事情、城下の様子、諸隣藩の動向、蝦夷地地理情報なども含まれており、「巻一〇」収載資

料の内、最大のものといえる。

須藤・吉村収集の情報は、八月二九日の両人の弘前帰着、復命(「国日記」同日条)によって、九月朔日付で土井に宛てて注進された(表Ⅱ・iii1)。そして同二日には、山上太郎兵衛・野呂弥左衛門が続けて福山城下に派遣されている(「国日記」同日条)。信政在府段階の阿部喜兵衛や信政主導での今儀右衛門の探索活動を含めて、弘前藩の情報収集活動は当初から探索者が重複、連続して福山城下に滞在するかたちで行なわれ、不断に新情報を収集できるよう企図されたものであったとみられる。こうした情報は信政周辺に集積され、幕府中枢に注進状や情報収集担当者を江戸へ派遣する方法で伝達された。同一二日に江戸へ派遣された唐牛三左衛門の土井への報告(表Ⅱ・iii16)は、この時点までで収集された全情報を伝達したものであった(「国日記」同日条)。

九月四日、「其方家来侍・足軽・雑兵共二四五百人程松前へ被差越、兵庫・八左衛門差図次第相固め可然所二人数差置、兵庫先手之者共無氣遣相働候様ニ尤候」と、正式に弘前藩兵四く五〇〇人の加勢派兵を命じる八月二七日付、酒井忠清・阿部忠秋・稲葉正則の幕府大老・老中連署奉書(表Ⅱ・iv4)が弘前に到来する(「国日記」同日条)。この加勢派兵指令は弘前藩兵が実質的には、幕府が派遣した松前泰広の指揮系統に入ることを示唆し、盛岡・秋田両藩の加勢派兵にも言及していることから、幕府が北奥羽諸藩を遠隔操作してアイヌ蜂起に対応させるという意向を示したものであった。

弘前藩側ではこうした幕府の意向をうけて、九月五日、七月二三日の

時点で動員準備を内示されていた杉山八兵衛隊が弘前を発足、八日に福山城下、専念寺に着陣する(表Ⅰ・R4)。その際、弘前藩側は松前矩広・泰広に信政の意向として、「内々申合候通、自然御左右御座候時分人数可遣と存候処」、「今四日宿継御奉書被成下、其元より之左右を承候而ハ遅滞可罷成候之間、其前人数も可遣之旨被仰出候二付、則此者申付遣候、万端御用等無御心置可被仰付候」と、幕府の指示に従い松前藩側からの加勢要請以前に派兵することを申し入れた(表Ⅰ・R3)。加勢要請を確認した後の鉄砲隊派遣を依頼していた松前藩側の意向を、幕府の意向を背景に無視したかたちでの派兵であった。しかし、杉山隊は松前藩権力の方針で蝦夷地クンヌイに出陣することは適わず、杉山が手勢を率いて松前の地内、大野(北斗市)に滞陣するのみで、実際にアイヌと戦闘に及ぶことはなかった(表Ⅰ・R4)。その活動は松前・蝦夷地情勢の探索と国元への報告が中心となったのである。例えば、杉山隊は幕府老中の奉書輸送のために福山城下に派遣された羽賀次五左衛門(「国日記」九月一日条。杉山隊到着の注進を持参して帰弘)、信政の松前矩広・泰広宛書状や杉山宛の指示書などを持参、派遣された三上蔵右衛門・同羽右衛門(「国日記」九月一日条)、星田弥左衛門(「国日記」九月二日条)など、津軽海峡を津軽アイヌ廻漕の飛脚船で往来する使者・飛脚を通じて、国元への注進を行ない、その数は同年一月一日に杉山隊が帰弘するまで(「国日記」同日条、表Ⅰ・R4)の、福山城下・大野滞陣九五日間に九月・一三回、一〇月・一八回、閏一〇月・一四回の計四五回を数えたという。⁶⁾

れた、「注進令到着之日より五日程毎日、其後者一日置二日置、此方より左右迄ハ間三日二過ヘからざる事」とか「注進之致様大切成事急成事ハ、何時ニても同時両度可申越事」といった信政の指示書(表Ⅰ・R2)に則したものであった。またこれには「松前の善悪」「狄之沙汰何義ニても」「兵庫、八左直ニ身ニ懸り候事」「松前之地下之事」を注進内容とすることが指示されており、それらは、「巻一〇」に収載された信政の対幕府「御註進」(表Ⅱ・iii)の内、杉山隊注進がはじめて弘前にもたらされた九月一日(「国日記」同日条)以降のもの(表Ⅱ・iii8、11、13など)に反映されたであろう。⁷⁾杉山隊は弘前藩正規軍としての鎮圧行動はともかく、情報収集活動では十分に機能したのだといえる。

この後、弘前藩庁では閏一〇月六日に杉山隊注進計五通を受領し、直ちにその内容を宿継で幕府に送付するとともに秋田藩にも通知する(「国日記」同日条)。それは同夜、弘前に松前矩広・泰広連名による幕府へのアイヌ蜂起鎮圧正式報告と弘前藩庁への同様の通知がもたらされており(同前)、翌七日には、信政が藩内にアイヌ蜂起鎮圧を触れていることから(「国日記」同日条)、このことを趣旨とするものであったとみられる。

閏一〇月一日、弘前藩庁は幕府老中から「蝦夷落着之段、従松前八左衛門於申来者、爰元^正不及被相候候、其方家来従松前引取候様可被申付候」という、閏一〇月九日付の老中連署奉書(表Ⅱ・iv22)を受領するが(「国日記」同日条)、幕府はさらに閏一〇月一日付の老中連署奉書(表Ⅱ・iv23)で弘前藩加勢隊の撤兵を命じる。この撤兵指令書が到来した同一六日に信政は松前矩広・泰広へ撤兵を告げる書状を送付する

と同時に杉山隊に「松前首尾次第早々可罷帰由」を通達し（「国日記」同日条）、杉山隊帰国の運びとなる。杉山八兵衛は帰国後の一月二日には江戸へ派遣され（「国日記」同日条）、土井をはじめ、一月六日には酒井や阿部忠秋、久世広之ら幕閣に謁して（「江戸日記」同日条）、以前からのアイヌ蜂起の予兆や蜂起原因、幕府指令による派遣隊への松前藩権力の非協力的態度、アイヌ社会の状況などについて報告し（表Ⅰ・R 7、9、10）、翌寛文一〇年一月一四日に帰弘する（「国日記」同日条）。一方、国元では閏一〇月一七日に、同月六日付信政書状によりアイヌ蜂起鎮圧を確認したことを通知する同一二日付、大老・老中連署奉書（表Ⅱ・iv 24）が弘前に着到（「国日記」同日条）、一二月九日には添田儀左衛門を松前に派遣する（「国日記」同日条）などして、松前藩側を慰勞したとみられる。

以後、弘前藩側では一二月一九日付の酒井・阿部・稲葉・久世・土屋ら大老・老中連署奉書（表Ⅰ・R 15、表Ⅱ・iv 27）で、加勢派兵の軍役遂行による翌寛文一〇年の参勤を免除され、九月五日から一月一〇日までの出勤日数九五日間に出勤人員として幕府に報告した五〇〇人、一人当たり一日五合を積算した二三七石五斗の扶持米を支給されることになり（表Ⅰ・R 13）、寛文一〇年三月二九日に受領を確認している（表Ⅰ・R 14）。

弘前藩の寛文九年段階でのアイヌ蜂起対応を「巻一〇」収載資料と「弘前藩庁日記」とで補完して照合してみると、その役務は幕府の軍役発動に応ずるべき加勢準備、派兵と松前・蝦夷地情勢、諸隣藩の動向に関する情報収集、幕府への報告であったといえる。そして、ここにみて

きたように、「巻一〇」には特に「上」において、「威一風振」⁷于夷一狄⁸藩主信政に主導された弘前藩の積極行動が明確に叙述されている。

二 蜂起鎮圧後の弘前藩の動向と「巻一〇」収載資料との照合

寛文九年閏一〇月六日の松前矩広・泰広の蜂起鎮圧を趣旨とする対幕府・弘前藩通知で、アイヌ蜂起落着は確認された。しかし、これは蜂起「統領」の誅罰を以て落着とする松前藩権力の認識（表Ⅱ・iii 8）に基づく確認に過ぎなかった。実際は、上蝦夷地では蜂起アイヌの動向は不明であり、下蝦夷地の蜂起勢力にも未鎮圧集団が存在していた。幕府派遣の松前泰広も松前に滞留したままの状態だったのである。

ところで、「巻一〇」「下」（表Ⅲ）収載資料からは、弘前藩庁が寛文一〇年四月末から極秘裏に、再び松前・蝦夷地探索に動き出していることが知られる（表Ⅲ・レ2）。それは、アイヌ蜂起の情勢が「松前上の国下の国へ狄落居止申候哉、今に乱発候哉」というように、判然と掴めていないと考える藩主信政の意向（同前）によるものであった。

寛文一〇年の情報収集活動は一方で、上・下蝦夷地に分けて実施された。上蝦夷地探索には牧只右衛門を隊長に、目付として和田太左衛門と前年七月、国元主導で福山城下へ派遣された阿部喜兵衛の二人、阿部与七郎・棟方左次右衛門・太田清左衛門の鉄砲打三人、船頭広瀬久右衛門上下三〇人と探索船一艘、蝦夷通詞に四郎三郎・弥五郎犬など津軽アイヌ六人、狄船一艘を付属させた一隊が派遣された（表Ⅲ・レ）。牧隊は五月二一日、鱒ヶ沢（青森県鱒ヶ沢町）に到着、同二六日に信政の指示

に従って、一度、深浦（青森県深浦町）に向かい、六月一日に深浦を出港し、同一四日に上蝦夷地オオタ（せたな町）に着岸、同一五日から探索を開始している（表Ⅲ・レ2）。また、下蝦夷地へは秋元六左衛門を隊長に、目付として桜庭太右衛門・清野市兵衛の二人、相馬与介・古川勘兵衛・樋口権左衛門の鉄砲打三人、船頭池田八郎兵衛上下三〇人と探索船一艘、蝦夷通詞左介・イソタラ津軽アイヌ七人に狩船一艘と、牧隊と同構成の一隊が派遣された（表Ⅲ・レ1、ソ1）。秋元隊は五月二七日、三厩（青森県外ヶ浜町三厩）を出港し大間（青森県大間町）に向かった後、六月一日に大間を出港、同一二日の晩にケリマ・ミツイシ（ともに、新ひだか町）に着岸した（表Ⅲ・ソ1）。寛文九年以来のアイヌ蜂起にかかわる情報収集活動で、直接的に蝦夷地にわたり、現地のアイヌと接触、情報収集を行なったのは松前藩権力以外では、弘前藩の上・下蝦夷地探索隊のみである。

上蝦夷地探索の牧隊は寛文一〇年六月付の阿部喜兵衛「万聞書扣」（表Ⅲ・ヨ）によると、オオタから北上する行程で、六月一六日から三〇日までにホロモイ（モイ、せたな町）、オシヨロ（小樽市）、ノナマエ（積丹町）の各地で、セタナイ（せたな町）、ビクニ（積丹町）、ヨイチ（余市町）、ソウヤ（稚内市）、ルイシン（利尻島）、シヤコタン（積丹町）、シリフカ（共和町）といった上蝦夷地各地のアイヌ（首長を含む）と接触し、情報を聴取している。また、牧隊はアイヌからの情報で、弘前藩探索船派遣を感知した松前藩側の船隊（実際には上蝦夷地戦後処理が目的）の北上を知り帰途に着くが、結局、接触。さらに七月一日には難風に遇い、避難、救助されるかたちで、和人地西在の関内（八雲

町）に寄港して松前藩役人に保護されている。この両度の接触で牧隊は松前藩側から不審尋問をうけるが、信政指示の通り、藩米の敦賀（福井県敦賀市）廻漕途次の流船であるなどと回答して通行し（表Ⅲ・レ2）、同一九日に復命している（「国日記」同日条）⁹⁾。

下蝦夷地探索の命をうけた秋元隊は、その探索報告「奉言上覚」（表Ⅲ・ソ1）によると、六月一二日の「晩の七つ」（午後四時）頃、下蝦夷地沖を航行中に、現地の武装したアイヌ集団を発見、左介・イソタラ通詞アイヌを介して接触・交渉を試みている。秋元隊は信政の指示通り、関東地方の板久（茨城県潮来市）への航行中に漂流したとの下蝦夷地航行の理由を述べるが、現地のアイヌは松前藩権力の蜂起中心勢力鎮圧手段の謀略性を主張して不信感が強く、弘前藩に対しても寛文九年の加勢派兵や津軽アイヌの松前藩鎮圧隊への関与を理由に敵意をあらわにしており、終に衝突に及んだ。結局、随行したアイヌ三人が現地で行方不明となり、二、三人の負傷者を出して情報収集に至らないまま、同一五日「南部の内泊り」に撤退を余儀なくされた。

これら上・下蝦夷地探索活動の成果は牧只右衛門の江戸派遣により、幕府に報知される。

牧は上蝦夷地探索から帰国後の七月二三日に江戸へ発足、八月三〇日に帰弘・復命しているが（各々、「国日記」同日条）、江戸では大老酒井忠清に謁し、上蝦夷地各地のアイヌとの接触から聴取した情報、つまり、松前藩の蝦夷地・アイヌ統治のあり方や蜂起の原因、蜂起に対する各アイヌ集落の対応・動向に加えて松前藩権力の上蝦夷地アイヌ社会に対する戦後処理の状況のほか、蝦夷地日高地方以東は完全落着に至っていない

かったことを報告している(表Ⅲ・カ2)。そしてこの時、牧が携行した藩主信政書状(表Ⅲ・カ1)には「当年松前^正家来差渡候儀去冬より奉願候御事二御座候故、彼地船路船付地形之様子も少々見分爲仕度存家来差遣候」とあり、この探索活動が弘前藩側の根回しによって得られた幕府の内意を背景としたものであったことが窺われる。松前藩権力の不信感をよそに、弘前藩側の秘密裏の探索は正当な活動であったのだといえる。

弘前藩庁は一方で、寛文一〇年七月一七日、牧・秋元隊派遣とは別に、唐牛甚右衛門と則田安右衛門を松前藩庁へ公式の使者として派遣している(「国日記」同日条)。「戌ノ拾月日」の日付と則田の署名のある「狄蜂起ニ付集書」(弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫。以下、「集書」と略記)によると、唐牛・則田は「兵庫様ヨリ越中守方へ先達而被仰下候へ、上蝦夷地へ少々御人数被遣候旨、其後海上之義ニ候へハ御左右も不承候、越中守様子無心元存候、狄地落着承届可申越之由ニて、家老共申付兩人指遣し候」と申し入れており、蝦夷地戦後処理情報の公然たる収集を目的としていた。

「集書」によれば、松前藩との交渉過程で唐牛・則田は松前藩側交渉窓口の家老蛸崎蔵人から八月一六日までに「狄地大形落着いたし、方々ノ狄共仕置申付候而、人数も頓而帰可申之由」を、また同二五日には「兵庫方より上狄地へ遣し候人数半途迄参候由」を、さらに同二九日には「兵庫方より上狄地へ遣し候人数仕置申付、道中無事ニ当地へ参着致シ満足候」というように上蝦夷地戦後処理の進捗状況を報知されている。そして、この報知を伝える兩人の注進をうけた弘前藩庁では同三〇

日に上蝦夷地落着、松前藩戦後処理隊の帰松を幕府に報知する(「国日記」同日条)。加えて、唐牛らは九月二日に上蝦夷地戦後処理を指揮した蛸崎主殿の「狄地仕置申付首尾好罷帰、致満足候」との挨拶をうけ(「集書」、弘前藩庁も九月九日付で唐牛・則田兩人に帰国命令を下すが(「国日記」同日条)、兩人は同一七日の松前泰広の福山城下出帆を確認の上(「集書」、九月末までに帰弘したものとみられる¹⁰⁾。泰広が帰府の途につくまでの経過を確認して、漸く、弘前藩庁ではアイヌ蜂起が一応の落着をみたと判断したようである。¹¹⁾

こうした情勢下、松前藩権力は上蝦夷地戦後処理の経過は唐牛らに情報提供しつつも、そのほかの情報開示については消極的だった。則田は「渡海仕候翌日拙者共宿、町奉行方へ呼寄候而、上下狄地之沙汰善悪共ニ堅語り申問敷候、勿論松前之沙汰も語り申問敷由申渡シ候由」を記録している(「集書」)。しかし、「集書」には唐牛・則田の活動成果がアイヌ蜂起の経緯、イシカリ(石狩川流域)の地形・地理情報とイシカリアイヌ首長の動向、戦後処理交渉の状況、松前藩行政機構・財政状況、蜂起後の福山城下の困窮、他藩の動向などの諸情報として収載されている。また、則田は福山城下、松前・蝦夷地の地理・地形の詳細情報を集積した「丙戌ノ十月朔日」付、「狄蜂起松前より上下狄地迄所付覚」(弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫。以下、便宜的に「集書・所付」と略記¹²⁾)を記録している。松前藩庁の緘口令下、唐牛・則田は交流のあった松前藩士や蝦夷地への往来・滞在経験のある金掘・町人などから諸情報を聴取したと「集書」にみえ、福山城下での情報伝播のあり方が窺われる。

因みに、牧只右衛門も上・下蝦夷地探索で得られた情報をもとに「松

前全嶋の絵図」「松前上下口々商物」「全島産物出高」「上下国々より諸方へ道程」「山河道路難易」「松前より蝦夷地所々所付戸数」「石狩地形の事」「所々湊口浅深風の順逆」からなる報告書を作成、藩庁に提出するとともに、幕府への報告にも携行・提出したとされる（青森県文化財保護協会編『津軽藩旧記伝類』みちのく叢書第三巻 国書刊行会 一九八二年復刻 一九七頁）。そして、「巻一〇」「下」には夷島絵図以外の特に地理・地形に関する項目に類似した資料が収載されている（表Ⅲ・ホ・ヌ）。これら「巻一〇」「下」収載の地理情報については牧隊に鉄砲打として随行した阿部与七郎の「兵庫様御居城より松前上国^正渡口覚」（表Ⅲ・タ）を含めて詳細な分析が加えられている¹⁵。ここでは例えば、牧隊がなし得なかったイシカリ川流域探索を阿部が担ったとの見解が示されており、そうであるならば、記名のない「十月朔日」付の「石狩地形の事」（表Ⅲ・リ）は阿部の探索成果が反映されていることになる。また牧の報告書項目も勘案すれば、同様に「十月朔日」の日付のある「下之国道積」・「くんぬいよりせたいへ山越口」・「しつかりよりすつへ山越口」（表Ⅲ・ホ）と「下之国陸地」・「上之国陸地」・「松前より下の国風順逆」・「上之国風順逆」（表Ⅲ・ヌ）も阿部の探索成果が反映されており、加えて、日付のない「松前より蝦夷地迄所付」（表Ⅲ・ト）、「松前より下狄地所付」（表Ⅲ・チ。以下、両「所付」を「一統志・所付」と略記）などを含めた地理情報は上・下蝦夷地探索隊の成果によるものかと連想される。しかし、「石狩地形の事」に関する情報は同様のことを唐牛・則田が福山城下で聴取しており（「集書」）、「巻一〇」「下」のそれが表見情報ともとれる記述内容を含んでいたとしても、牧

隊は関内からオシヨロまでしか到達しておらず、随員であった阿部が別行動でイシカリに到達したという記述も見当たらない。さらに、「一統志・所付」も則田の「集書・所付」と記述内容・地名配列の共通点が非常に多くみとめられる¹⁶。唐牛・則田は蝦夷地海陸の交通事情についても金堀や町人などから聴取しており（「集書」）、「十月朔日」付の「集書・所付」が「集書」を含めて藩庁へ提出されていたとみるならば、「巻一〇」「下」収載の「石狩地形の事」など「十月朔日」付諸資料や「一統志・所付」などの地理情報には唐牛・則田収集情報が反映されたとも考えられよう。

つまり、上・下蝦夷地探索隊は、秋元隊の到達地がケリマ・ミツイシのみに限定されていることも勘案して、蝦夷地の現地で夷島全域に及ぶ詳細情報を収集できたとは考えられない。牧報告書なるものの項目と共通する記述がある「巻一〇」「下」収載地理情報は、牧・秋元隊も含めて、例えば寛文九年段階の須藤・吉村や加勢派遣の藩士など弘前藩から福山城下や松前に派遣された人々の活動で得られた情報を総合的に集積、整理したものであったと考えるのが妥当であろう。付け加えるならば、こうした地理情報の多くは派遣された弘前藩士と松前藩士との交渉や福山城下での町人との交流の過程で聴取された伝聞情報であった。とすれば、これらには松前藩権力の情報統制の及ばない、福山城下や松前ではすでに知識として定着していた情報も含まれていたといえよう。

寛文一〇年の弘前藩の蜂起関連の役務は、情報収集活動と幕府への報告であった。その実態を示す「巻一〇」「下」収載の諸資料は、幕府の内諾を得た正当な行動として、軍事活動はなくとも収集情報を幕府に報

知した実績、そして、近世国家権力と対峙した未帰伏の異民族アイヌに松前藩権力以外ではじめて直接接触した実績を主張しており、寛文九年の行動にこうした実績を上塗りすることにより、弘前藩は近世国家秩序における自藩の位置づけを確固たるものにししようと企図したのだと考えられる。

三 「巻一〇」の構成の特質と記憶の継承

1 「巻一〇」の構成、叙述の特質

ここまで弘前藩の寛文蝦夷蜂起への対応の具体像を、「巻一〇」収録の個別資料と「弘前藩庁日記」とで照合、復元しつつ検討してきた。以下では、「巻一〇」の構成や収載資料間関係を検討することで、「巻一〇」の構成や叙述の特質について考えてみたい。

冒頭で「巻一〇」が寛文蝦夷蜂起に関する研究の基本文献であること述べたが、実は、「津軽一統志」巻第一〇は寛文蝦夷蜂起に関することのみを叙述したものではない。

「津軽一統志」巻第一〇は「上」に記述のある「津軽一統志巻第□目録」で、その叙述の範囲を「從^レ明暦元^{乙未}年^一到^レ寛文九^{己巳}年^二」の「信政公御代」と示すように、目録最後の項目「松前蝦夷蜂起」以前に「信政公御家督」「津軽十郎左衛門御後見附分地」「江戸大火事」「綱丸御太刀奇瑞」「松頓和尚御預」「津軽百助死去」「信政公御入部」「津軽十郎左衛門死去」「松前曰ヶ嶽焼る事」「御巡見使下向」「大円寺塔建立」「信寿公御誕生附公辺無双之御格」が各々配されており、「津軽一統志」巻第

一〇全編が一体で家督相続以降、寛文蝦夷蜂起までの四代藩主津軽信政一代記として構成されていることを理解させる^⑤。そして、目録中の項目「松前蝦夷蜂起」に付された「巨細上中下之巻記之」という注記は以下の全てが寛文蝦夷蜂起関連資料で構成されていることを予告しており、実際に、その叙述は「十ノ巻」の中途から「巻之下」末尾までに及び、「津軽一統志」巻第一〇での他事項に比して圧倒的分量が費やされている。信政代の、また、「津軽一統志」編纂当時の弘前藩にとつて寛文蝦夷蜂起が如何に大きな衝撃的出来事としてとらえられていたのかを端的に物語っていると見えよう。

さて、弘前藩官撰史書たる編纂物の「津軽一統志」には当然ながら、個別的な史的対象を記録した資料を配列するのみではなく、編者によつて、個別資料相互を有機的に繋ぎ、より大きな視点で弘前藩の歴史的事跡を把握できるよう、補足説明が施されている。収載資料の内容・意味を閲読する後世の人々に明瞭に伝わるよう配慮されたものであろう。表I・II・IIIで編者の補足説明の可能性があるものを示したように「巻一〇」「上」・「中」・「下」にもそれは共通する叙述のあり方である。例えば「上」の冒頭(表I・A)では、蜂起初報が松前藩庁から弘前藩庁を経由して弘前藩江戸藩邸に通知される経過を概括したなかで「其書状に曰」として御用達商人藤忠兵衛の書状を引用し、続けて国元からアイヌ蜂起の通報を受けた弘前藩江戸藩邸の動静が説明されるなど、明らかに編者の補足説明が施されている。このほか、「上」(表I)に収載された資料や内容毎のまとまりの内、編者補足が施されているとみられるものは加勢派遣隊編成の次第(B)、弘前藩江戸藩邸から幕府への初注進

(C)、加勢派兵の次第(D)、信政帰国の次第(L)、松前へ須藤惣右衛門・吉村場左衛門派遣の次第(N)、加勢派遣隊列に付された帰弘までの経過(R4)などが確認できる。また、収載資料名・個別資料名にも編者により施されたと思しきものを確認できる。「中」・「下」の場合はどうかというところ、「中」では例えば、冒頭で全体の内容を一括して示すように、「須藤惣右衛門・吉村場左衛門松前^江渡海、并御注進御奉書」と編者によるものとみられる表題があり、注進のまとめには「御注進」、奉書のまとめには「御奉書」と付されている。「下」でも同様に寛文一〇年の上・下蝦夷地探索関係資料冒頭に「寛文十^丙年松前上国^江下国^江為物聞牧只右衛門重清・秋元六左衛門吉重渡海」とあるのは、以後の資料が両探索の成果であることを示すものとして編者が施したものである。但し、資料間相互や内容のまとめり内部相互の関係を補足するような説明は、「中」(表II)では須藤・吉村に指示された探索項目と両人の回答(i1)、アイヌ蜂起前段のアイヌ社会内部の紛争経過(i2)、記述の直後に「委別巻に記す」とか、同一資料内部の関係を示す「右の義注進に付」との文言がみえるアイヌ蜂起による上・下蝦夷地の和人被害状況の要約説明(iii18)、「下」(表III)では寛文一〇年の下蝦夷地探索経過の要約説明(レ1)にみうけられる程度となっている。

こうした「上」と「中」・「下」との間にみられる叙述上の微妙な相違に、先に確認した弘前藩の動向と「巻一〇」収載資料の関係を付き合わせてみると、「上」は蜂起初報受領から、幕府との折衝、加勢準備、松前藩との折衝、情報収集活動・加勢派兵・幕府への注進を経て、加勢扶持方受領、加勢派兵による翌年の参勤免除の幕府通達受領まで関係資料

が時系列に配列されており、それら諸資料と経過の補足説明とによって寛文九年のアイヌ蜂起への弘前藩対応のありようが総合的に理解できるものとなっている。「中」では、補足説明を抑え、主として収載資料の引用によって、寛文九年段階の福山城下などにおける個々の情報収集活動の経過やアイヌ蜂起の経緯・経過・鎮圧状況、隣藩の動向や松前藩政の概況と問題点などを中心とする収集情報の内容を開示し、それらに分析を加えた弘前藩注進と幕府の指示という、幕藩間情報伝達のありようが示されている。また、「下」では、「中」と重複する内容のほかに、豊富な松前・蝦夷地地理情報、寛文一〇年の上・下蝦夷地探索活動とその収集情報が「中」と同様の叙述方法、場合によっては蜂起以前に弘前藩序でまとめられた資料をも確認、引用するという方法で示されている⁽¹⁶⁾。

このように「巻一〇」の構成は、「上」は寛文九年のアイヌ蜂起という危機にあつて、危機自体よりも自藩と幕府との関係のあり方や藩の実際行動(加勢準備・派兵、情報収集活動)の叙述に重きが置かれており、近世国家秩序における自藩の役割、位置づけを明らかにしようとする、いわば、官撰史書としての本編であるといえる。また、「中」・「下」は「上」の弘前藩の政治動向や情報収集活動の成果内容をより具体的に示し、蜂起中心勢力が鎮圧された後の寛文一〇年の探索活動を補足した資料編として配置されたものとみられる。

そして、こうしたことは「上」、すなわち「十ノ巻」末尾に「津軽一統志巻第十大尾」とあつて、「右此書編一分^テ為^ニ十有五冊^ト」⁽¹⁷⁾。雖^{トモ}「文義拙^ト、以^テ「事実^ヲ要^ス」之^ヲ、尚^テ有^リ後士補^ニ闕^ル略^者、三^ノ子、大^ニ幸^々、」と記述され、ここで「津軽一統志」が完結するとの印象を

与えていることにも窺われる。つまり、「津軽一統志」巻第一〇は本来、「從^二明暦元^三年到^四寛文九^五年^六」までの信政藩政期を叙述した「十ノ巻」・「松前蝦夷蜂起」を以て完結するものなのである。寛文九年の一連の経過が示されるここまでの叙述が「巻一〇」の基幹であったのであり、「巻之中」・「巻之下」はここままで鮮明にされた弘前藩の近世国家における位置づけを具体的に裏付け、補足することを目的に用意されたものであったと考えられる。

2 記憶の継承

弘前藩では「津軽一統志」編纂以後の修史事業において、寛政五年（一七九三）に「津軽編覽日記」（本稿では弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫本を使用。以下、「編覽」と略記）、また序に文政二年（一八一九）に稿がなり、文政九年までを追補したとある「封内事実秘苑」（本稿では弘前市立弘前図書館蔵一般郷土資料本を使用。以下、「秘苑」と略記）の両書が編纂された。両書には勿論、寛文蝦夷蜂起の叙述がみられるが、以下では表Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの「記述の類似」、「備考」の各欄を参照しつつ、「巻一〇」の叙述内容、換言すれば民族衝突の記憶が両書にどのように継承されたかを検討し、その意義について考えてみたい。

「編覽」では、第三冊「信政公御代日記」の寛文九年七月条「松前蝦夷蜂起有之」以下に寛文蝦夷蜂起関連叙述がある。その内容は、八月一二日の須藤惣右衛門・吉村場左衛門の福山城下派遣から一月二一日条の信政による蜂起中心勢力鎮圧後の家臣への祝儀までが時系列に七ヶ条で示され、寛文一〇年五月二二日条に上・下蝦夷地探索隊派遣と同年七

月二十九日の帰弘の一条がみえる。しかし「編覽」では箇条書によるこうした叙述にとどまらず、全体の凡例にある「広く諸家の旧記を求め、故老の説を伝へ、博識の言を聞、邦内の事小となく大となく、上ハ公辺朝庭^④の事より下ハ民間の末、里巷の諺に至ル迄悉く載せざる事な」く、「其真偽正謬をいとせず、只古記に任せて写記す」との編纂方針通り、「日本記」や寛文九年七月二六日付、加勢隊士への統制事項を指示した書付^⑤の引用がみられるほか、「巻一〇」収載資料に類似した内容が収められている。

「編覽」における「巻一〇」「上」（表Ⅰ）収載資料との類似内容は寛文九年七月二八日付の加勢派遣隊士の跡式・留守家族の生活を保証した「仰渡」の書付（R1）が「松前^⑥差遣候補物頭物奉行より雑兵二至迄申渡覚」として、加勢派遣人員構成・隊列、松前着陣から帰弘までの経過を記した「松前御加勢出陣行列」（R4）が「松前御加勢人数行烈」として収載されている。また、「中」（表Ⅱ）では冒頭の須藤・吉村探索内容と「狄蜂起子細の事」関連資料（i、ii）が寛文期の松前藩政、松前・蝦夷地状況の要約や「寛文九己酉年七月松前蝦夷蜂起由来」、「御国元より被遣候人数指扣罷有候内、松前手勢計二而シヤクシヤイン打捕候由左ニ記す」という記事にまとめられて収載されている。加えて、「中」の「御註進」に含まれる「松前一・同所町数一・松前寺院」（iii15）は「松前領主居城山也」以下、「御城下町々」・「同所寺院」として、「狄在所之名」（iii19）が「松前蝦夷覚」の「松前下国蝦夷」として、「狄詞之覚」（iii20）が「蝦夷詞覚」として各々収載されている。そして、「下」（表Ⅲ）では須藤・吉村探索内容（ハ）が「中」同様に前記記事に集約

されるほか、「御領分狄之覺」(ヲ)が「津軽ニ松前蝦夷種類渡り住所狀覺」として、阿部喜兵衛の「万間書扣」(ヨ)の一部が「松前蝦夷覺」の「松前上国蝦夷」として収載されている。但し、「編覽」の箇条書以外のこれらの叙述は「巻一〇」のそれと完全に一致しているのではなく、全てにおいて字句に異同がみられるほか、「巻一〇」の詳細さ比べると簡略化、要約した内容となっている。

一方の「秘苑」は、その凡例で述べられるように、「晝後代ヨク其事蹟ヲ窺ヒ知ラシメ、世態ヲ概見スルニ足コト」を目的に、「諸家記」を参考とするが、「同事ニシテ只其來歴ト姓名等ヲ齟齬セルアリ、或ハ一事ニシテ二説アル者アリ、或ハ区々トシテ是非ヲ定メカタク、相照スニ拠ナク、取捨スルニ考証ナキモノハ、暫ク旧文ニ因テ悉ク挙テ以、後ノ校訂ニ備フ」方針のもとに編纂された。そして、巻四「妙心公一 信政公」に寛文蝦夷蜂起の叙述があり、寛文九年七月条の「松前狄蜂起ニ付、松前兵庫頭様より御加勢之義申來」から一月二日条の、蜂起中心勢力鎮庄による祝儀までが時系列に一一ヶ条で示され、また、寛文一〇年五月二六日条に上・下蝦夷地探索隊派遣と同年七月二九日の帰弘の一条がみえる。こうした時系列の経過を示した箇条書の項目内容は箇条数や日付に異同があるものの「編覽」と類似している。しかし、「巻一〇」(収載資料に類似した内容はというと、九月五日条の「御加勢之御人数數弘前出立」に続いて、「巻一〇」「上」収載の「松前御加勢出陣行列」(R4)と類似の記事が、「小知行」以下の人員構成・隊列を除いて、みられるのみである。つまり、「秘苑」においては「巻一〇」収載資料との類似をほとんど見出すことができないのである。

ここで示した「編覽」、「秘苑」の叙述の特質をみてみると、アイヌ蜂起情勢下での弘前藩の諸対応が簡素化された箇条書で示されており、関係資料の配列と編者の補足説明で示す「巻一〇」とは異なっている。また、「編覽」、「秘苑」ともに、「巻一〇」の基幹である「上」に収載の資料と類似するのは加勢隊士の行軍統制や隊列にかかわるもののみである。両書が必ずしも「巻一〇」の叙述のあり方を踏襲したわけではないことが理解される。ただ、「編覽」では「巻一〇」で資料編的位置づけにある「中」・「下」収載の蜂起の詳細や蜂起に至るアイヌ社会の動向、蜂起下の福山城下や松前・蝦夷地の社会・地理状況、松前藩政・財政状況などを示す資料と類似するものが収載されている。しかし、「秘苑」にはほとんどない。換言すれば、寛政五年成立の「編覽」では加勢派兵の実績や情報収集活動で得られた成果、特にアイヌ蜂起の経緯・経過やアイヌ社会の動向に関しては「巻一〇」と類似内容の継承が窺われるのに対して、「秘苑」は加勢行列も部分的記述にとどまり、弘前藩の積極的な情報収集活動やその成果に至っては、「狄蜂起一件、委細則田安右衛門忠光見聞書記之世々行ル故略」とあるように、「巻一〇」の叙述に関心が払われていないように思われるのである。

要するに、「編覽」編纂から「秘苑」編纂にかけての間に、寛文蝦夷蜂起という危機情勢下で、異民族アイヌに「威風」を振るつたとする弘前藩にとつての民族衝突の記憶が希薄化しているような印象を与えられるのである。このことは、弘前藩の近世国家秩序における自藩の位置づけ、藩意識に何らかの変化があったことを示唆している。

「編覽」が編纂された寛政五年を遡る寛政元年、蝦夷地・アイヌ統治

における松前藩政の矛盾を要因に、蝦夷地東部地域のアイヌによりクナシリ・メナシの戦いが惹起された。この紛争について、「編覧」では第一二・一三冊「信明公御代日記」で、「秘苑」では巻八ノ二「信明公ノ中」で、松前藩権力の対応とともに弘前藩側の対応についても叙述されているが、現実には、現地の有力アイヌ首長層によるアイヌ社会の統制を介した松前藩権力の行政措置で解決が図られており、情報収集についても幕府自らの手で図られるなど、弘前藩が寛文蝦夷蜂起の際のように積極的対応を示す余地はなかった。このことは一八世紀末以降、近世国家北辺地域で顕在化したロシア勢力の南下問題が大きくかわっていた。クナシリ・メナシの戦いに関する幕府の関心もこの紛争にロシアが関与しているか否かに重点があつたのであり、対外的危機の下、幕府自身が対外編成に関する国家公権の発動主体としての対応を迫られていたのである。この紛争においては、弘前藩の寛文蝦夷蜂起における活動を根拠とする積極行動は幕府の対応構想の枠組外であつたろう。

この後、ロシアなどヨーロッパ勢力の接近が頻々と続き、幕府は寛政一一年以降、蝦夷地直轄化を順次断行した。加えて、その後にもロシアとの紛争が継起するような不安定な情勢下で付与された弘前藩の蝦夷地警備の役割は、近世国家北方地域の先兵としてのものであつた。²⁰そして、こうした弘前藩の新たな位置づけは対外問題が小康を得、「秘苑」が編纂される文政期や蝦夷地の松前藩復領期を挟んで幕末まで維持されることになる。

近世国家北辺をめぐる国際情勢とその対応に注意を払えば、弘前藩の自藩を近世国家秩序における「北狄の押へ」とする位置づけ、藩意識は、

クナシリ・メナシの戦い前後から動揺し、幕府の蝦夷地直轄前後の過程で新たに付与された役割負担を果たしていくなかで変容していったのだといえる。「編覧」と「秘苑」の間にみられる、「巻一〇」に明確に刻まれた民族衝突の記憶継承のあり方にもそれは反映されていたのである。

おわりに

これまで述べてきたことを総括して結びとしたい。

寛文九年の蝦夷地アイヌ蜂起に際しての弘前藩の対応を「津軽一統志」巻第一〇各巻収載資料と「弘前藩庁日記」とで照合してみると、加勢派兵の面では、それにむけての周到な政治工作と併行して自藩の軍役負担を超過する規模の陣容が構想され、幕府から加勢指令が下されると即応した。また、情報収集活動では藩主津軽信政の細かい指示に基づいて、藩士が時間的に重複、連続して福山城下に滞在するシステムをとり、常に複数のルートから情報を取り入れることで、より客観的な情勢把握が企図された。この危機情勢下、弘前藩の役務は幕府の軍役発動に備えての加勢準備、派兵と情報収集、幕府への報告であつた。

寛文一〇年の弘前藩の蜂起対応行動は、情報収集と幕府への報告に終始した。弘前藩では直接、上・下蝦夷地に藩士を派遣するとともに福山城下にも派遣して蜂起関連情報の実地且つ総合的把握が図られた。「巻一〇」からはこれらが幕府の内意を得た当年の役務であつたと理解される。しかし、このような情報は前年の情報活動で収集された情報と重複するものもみられ、福山城下や松前ですでに知識として定着していたも

のが多く含まれていた。

こうした弘前藩の寛文蝦夷蜂起への対応にかかわる諸資料を網羅的に
収載した「巻一〇」の構成をみると、「津軽一統志」巻第一〇は本
来、寛文九年までの信政藩政期を叙述した「十ノ巻」(「上」)の「松前
蝦夷蜂起」を以て完結するもので、ここまでの叙述がその基幹であった。

「上」はアイヌ蜂起の危機情勢下、近世国家秩序における「北狄の押
へ」という弘前藩の位置づけ、藩意識を明確化する官撰史書としての本
編であり、「巻之中」(「中」)・「巻之下」(「下」)は「上」の内容をより
具体的に示し、蜂起中心勢力鎮圧後の探索活動を含めて補足した資料編
として配置されたものであった。すなわち、「上」で鮮明にされた弘前
藩の藩意識を裏付け、補強することを目的に用意された具体的根拠であ
ったのである。

弘前藩では「津軽一統志」編纂以後の修史事業で「津軽編覧日記」と
「封内事実秘苑」が編纂されている。「編覧」、「秘苑」の寛文蝦夷蜂起
関連叙述の特質をみると、弘前藩の蜂起情勢への対応が時系列に箇条書
で示されており、また、「巻一〇」の基幹である「上」収載資料との類
似内容は加勢隊列だけで、そのほかでは、「編覧」に派遣藩士への布告
がみられる程度である。関係資料の配列と編者の説明とで叙述する「巻
一〇」とは異なっており、両書が必ずしも「巻一〇」の叙述を踏襲した
ものではなかったことが理解できる。ただ、「編覧」では、「巻一〇」に
おいて資料編的位置づけにある「中」・「下」収載資料と類似するものが
相対的に多く収載されているのに対し、「秘苑」にはほとんど類似性が
ない。このことは、「編覧」と「秘苑」とが編纂される間に、アイヌ蜂

起で「威風」を振るった弘前藩の民族衝突の記憶が希薄化していたこと
を窺わせるのである。

「編覧」、「秘苑」が編纂された一八世紀末から一九世紀前期は顕在化
したロシアの接近を中心とする対外問題が近世国家の懸案となっていた。
この情勢下、近世国家の秩序において寛文蝦夷蜂起を根拠とする異域の
蝦夷地と異民族アイヌの編成に向けた弘前藩の積極行動は幕府の要求す
るところではなく、その余地も失われていたのである。弘前藩の近世
国家での位置づけや藩意識は、「編覧」編纂に先立つクナシリ・メナシ
の戦い前後から動揺し、「秘苑」が編纂されるまでの幕府による新たな
対外秩序編成の過程において、付与された役割負担を果たすなかで変容
していった。そして、「巻一〇」に刻まれた民族衝突の記憶継承のあり
方にもそれは反映されていたのである。

註

(一) 弘前藩の近世国家秩序における自藩の位置づけ、藩意識については、
藩成立以来の、幕府から賦課された公役の特質を詳細に検討し、自藩を
近世国家秩序における「北狄の押へ」の機能を果たすものと位置づけた
と結論した長谷川成一「北方边境藩研究序説」(『弘前大学國史研究』第
六八・六九合併号 一九七八年、後に同編『津軽藩の基礎的研究』国書
刊行会 一九八四年に再録)、「北狄の押へ」意識の形成時期や歴史・思
想的、また国制上の背景について論じた、同「補論 所謂『北狄の押
へ』の再検討」(『津軽藩の基礎的研究』)がある。また、本文で述べた
弘前藩の近世国家秩序での位置づけ、藩意識と「津軽一統志」における
寛文蝦夷蜂起の叙述との関係については、浪川健治「藩政の展開と国家

意識の形成―津軽藩における異民族支配と『北狄の押へ』論―(『日本史研究』第三三七号 一九八二年)がある。浪川氏は「津軽一統志」序の目的が「燦然^{トシテ}而冠^{ニシテ}歴一代^ニ」という五代藩主信寿称賛にあることも指摘している(同『近世日本と北方社会』三省堂 一九九二年 一九七頁)。なお、官撰史書編纂と弘前藩の藩意識形成・定着の関係については、長谷川成一「津軽藩藩政文書の基礎的研究(一)」(『文経論叢』第五卷第二号 一九八〇年)や「津軽氏」(オメガ社編『地方別 日本の名族』第一巻東北編1 新人物往来社 一九八九年)、『弘前藩』日本歴史叢書63(吉川弘文館 二〇〇四年)があるほか、新編弘前市史編纂委員会編『新編 弘前市史』通史編2近世1(弘前市 二〇〇二年)。同書を以下、『市通史』と略記)が言及している。長谷川氏にはさらに、「近世東北大名の自己認識―北奥と南奥の比較から―」(渡辺信夫編『東北の歴史 再発見―国際化の時代をみつめて―』河出書房新社 一九九二年。後に「近世奥羽大名の自己認識―北奥と南奥の比較から―」として、同『北奥羽の大名と民衆』清文堂 二〇〇八年に再録)もあり、津軽氏の自己認識の形成過程、「津軽一統志」編纂にみられる弘前藩の藩意識の確立について論じ、会津藩松平家の家系譜、官撰史書編纂を素材に両藩の位置づけについて比較・検討を加えている。

(2) 寛文蝦夷蜂起を契機とする弘前藩や東北諸藩の情報収集活動と北方認識の形成については、浅倉有子「蝦夷認識の形成―とくに契機としての情報をめぐって―」(北海道・東北史研究会編『北からの日本史』第二集 三省堂 一九九〇年。後に同『北方史と近世社会』清文堂 一九九〇年に再録)が、寛文九・一〇年の弘前藩の情報活動に検討を加えている。また、寛文蝦夷蜂起に際しての弘前藩など東北諸藩の動向と領内政策、対松前藩関係、北方世界とのかかわりについては、菊池勇夫「寛文期「蝦夷蜂起」と幕藩権力の動向」(『地方史研究』第一六一号 一九七

九年。後に同『幕藩体制と蝦夷地』雄山閣出版 一九八四年に再録)、長谷川成一「東北諸大名と蝦夷地」(海保嶺夫編『北海道の研究』四清文堂 一九八二年。後に「東北大名と蝦夷地・北方世界―幕藩体制確立期に至る蝦夷地・北方世界との関係―」に改稿の上、同『近世国家と東北大名』吉川弘文館 一九九八年に再録)、浪川健治「近世前期における松前・蝦夷地と北東北」(『松前藩と松前』第二四号 一九八五年)や同氏の前掲註(1)『近世日本と北方社会』などがある。

(3) 寛文蝦夷蜂起が惹起された近世前期段階までの北海道の表記については、中世以来の表記に検討を加えた工藤大輔『新羅之記録』における「夷」「狄」の表記について(『中央史学』第一九号 一九九六年)、同「中世史料にみる『蝦夷』について」(『弘前大学国史研究』第一〇五号 一九九八年)の論旨に従い「夷島」とする。

(4) 「巻一〇」収載の弘前藩の蜂起対応方針を記した七月一日付、渡辺治太夫・傍嶋九郎左衛門宛北村弥右衛門書状(表I・E)に「御書付之内一組出し可被申候、委細御書付別紙被仰出候」とあり、この「御書付別紙」が「松前表御加勢御人数定」であると考えられる。なお、この構想は寛永軍役令と照合すると、旗・鉄砲・鑓は七万石規模に相当し、人数は一〇万石超であり、領知高四万七〇〇〇石の弘前藩の総力をあげた内容のものであったという(前掲註(1)『市通史』二六三頁)。

(5) 土井利房の信政藩政への関与について論じたものに、福井敏隆「支配機構の一考察―寛文・延宝期を中心として―」(前掲註(1)『津軽藩の基礎的研究』)がある。ところで、この土井の役割を寛文蝦夷蜂起段階の松前藩・幕府間で果たしたのが北条正房である。北条は蜂起鎮圧指揮のために幕府が派遣した松前藩主松前矩広の大叔父、松前泰広の岳父であった(統群書類従完成会編『寛政重修諸家譜』第八 統群書類従完成会 一九六五年 三〇九く三一頁)また、元禄以降の矩広藩政下、松

前藩の対幕府関係で北条のような取次・指図を行うのは五代將軍徳川綱吉政権下で重職（江戸町奉行、大目付、江戸城留守居役）を歴任した松前嘉広（泰広の子）である。北海道開拓記念館編『北海道開拓記念館蔵 松前藩主・一族書状集』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（北海道開拓記念館 一九八三・八四・八五年）には、それらの経緯が窺われる松前藩江戸留守居役宛の書状が収載されている。

(6) 前掲註(2)『北方史と近世社会』一八頁。

(7) 「巻一〇」「中」の「御註進」には二〇通の注進書（「口上之覚」などを含む）が収載されているが、おおよそ日付が明記されており、配列も日付順となつているようである。但し、日付のないもののなかで、例えば「土井能登守殿迄唐牛三左衛門に被仰付候口上之覚」（表Ⅱ・iii 16）が、先述のように唐牛が九月一二日に江戸へ派遣されるまでの全注進内容を集積したものであったことなど、編集の過程で配列が順逆になった可能性も否定できない場合がある。また、藩主津軽信政が幕府に送付した注進内容は多岐にわたり、内容の重複もみられ、注進の内容から送付の日付を比定することも困難なことから、ここでは日付の記載のあるもののみを示すにとどめた。なお、信政の「西ノ九月十五日」付注進（表Ⅱ・iii 8）には杉山ら差出の九月九・一〇・一一・一二・一三日付注進五通が九月一四日に一挙に到来した旨が記されていることから、先述の須藤・吉村による探索報告はそれ以前の何れかの信政注進に反映され、杉山隊注進も九月一四日以後の、松前藩使者到来を告げる注進（表Ⅱ・iii 10）以外の何れかに反映されたことと思われる。加えて、前掲註(6)の事情から杉山隊の注進は十一月の撤兵直前までなされたはずであり、日付のない信政注進書のなかに九月以降の杉山隊の注進内容が反映されていることは当然想定されるところである。九月中發送の信政注進書の数・頻度から推測すれば、その総数は松前・蝦夷地派遣探索を担

った藩士自身の江戸派遣も含めて、「御註進」収載の二〇通にとどまらなかったであろう。

(8) 前掲註(1)『弘前藩』八六頁。

(9) 「巻一〇」では、牧隊は七月二七日に「松前の地出船」と、関内を発し、同二八日に鰯ヶ沢着船、同二九日に弘前帰着・復命とあるが（表Ⅲ・レ2）、「国日記」には七月一九日に藩主信政に牧が謁し、復命した旨がみえ、後述のように「国日記」に同二三日、牧が江戸へ派遣された旨が明記されていることから、「集書」にある七月二九日の帰弘は不自然であると判断し、「国日記」の記録を採用した。

(10) 唐牛甚右衛門・則田安右衛門兩人の帰弘は「集書」、「国日記」でも確認できない。しかし、「集書」に九月二七日に蛸崎藏人の挨拶をうけ、天候不順で出帆できない旨を回答したとあることや、則田の署名があり、藩庁へ提出されたことが推測される後掲註(12)「狄蜂起松前より上下狄地迄所付覚」が「十月朔日」付であることから、遅くとも九月末までには帰弘したものと判断した。

(11) アイヌ蜂起は寛文九年一〇月の下蝦夷地蜂起中心勢力鎮庄によって具体的戦闘は終結した。但し、寛文蝦夷蜂起自体は寛文一〇年の上蝦夷地戦後処理を経、同一二年の幕府「国目付」たる松前泰広主導の下蝦夷地戦後処理完結を以て終結したものとみなされる。弘前藩のアイヌ蜂起への積極的対応が寛文一〇年で一応、終結するのはその段階で下蝦夷地蜂起中心勢力が鎮庄されており、上蝦夷地戦後処理も完結したと確認されたことによるものと考えられる。なお、松前泰広の「国目付」としての役割については、前掲註(2) 菊池氏論文に説明されている。

(12) 「集書」と「集書・所付」は従来、あわせて「寛文拾年狄蜂起集書」の資料名で知られている。しかし、弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫では「集書」と「集書・所付」とは個別資料として収蔵されている。また、

端書に「私云用子摺て見得す(用紙裏) 寛政元年百五十七年也 于時小子通曆書

写之畢」、奥書に「寛政元年夏 伊東鉄之丞祐武書之」とある「寛文拾年狄蜂起二付集書 狄蜂起松前より上下狄地迄所付寛」が北海道大学附属図書館北方資料室に収蔵されている。八木橋本「集書・所付」は本文末尾「：狄地逸々商場へ兩年舟不參候故」以降に記述はあるものの判読不能であり、北大本は本文末尾が「：狄地逸々商場兩年」で完結している。或いは、北大本は八木橋両本の写本とも推測される。なお、これら資料については高倉新一郎編『日本庶民生活史料集成』第四卷(三一書房 一九六九年)、海保領夫翻刻・解説『北方史料集成』第四卷(北海道出版企画センター 一九九八年。以下『北方史料』と略記)が北大本を底本として、青森県史編さん近世部会編『青森県史』資料編近世一(青森県 二〇〇一年。以下、『県史』と略記)が八木橋両本を底本として翻刻・収載している。但し、三者の資料名は、前二者では「寛文拾年狄蜂起集書」、『県史』では「寛文拾年狄蜂起集書」となっている。

(13) 前掲註(2)、『北方史と近世社会』二五～二六頁。

(14) 拙稿「寛文期の蝦夷地アイヌ社会の様相について―寛文蝦夷蜂起の戦後処理を手掛かりとして―」『弘前大学國史研究』第一一五号 二〇〇三年)の表Ⅰ(下蝦夷地)・Ⅱ(上蝦夷地)で「一統志・所付」と「集書・所付」に記録された蝦夷地名やアイヌ首長、商場知行主を対照している(四九～五〇頁)。これらからは各々の記載情報がよく類似していることが理解できる。但し、情報量は「集書・所付」が多少勝っている。

(15) 「巻一〇」については北海道庁編『新北海道史』第七卷史料一(北海道 一九六九年。以下、『新道史』と略記)、『北方史料』、『県史』に翻刻・収載されているが、何れも寛文蝦夷蜂起以前の記述は省かれている。(16) 蜂起以前に弘前藩庁でまとめられた資料には、例えば、「下」に収載

された「松前への海上船道積」・「同大絵図ニ御座候書付」(表Ⅲ・ル)があげられる。後者は前者と里程数値に相違がある上、「うてつより六里ト申伝候」「鯨ヶ沢より十五里ト申伝候」と記述されている。後者の里程数値と伝聞情報は「陸奥国津軽郡之絵図」(正保二年(一六四五)の「正保国絵図」の控図を貞享二年に写したもの。青森県立郷土館蔵)にある領内各湊から福山城下への海上里程の記述と全く同様であり、資料名にある「大絵図」が「陸奥国津軽郡之絵図」に相当するとすれば、寛文蝦夷蜂起に際して作成されたものではない、すでに藩庁で作成し、藩庫に収蔵されていた重要資料も「巻一〇」叙述で確認・引用の素材とされたといえる。

(17) 東京国立博物館の所蔵になる「津軽一統志」巻第一〇之上は「大尾」の文言の後に、「御書付二通之内、本書ニ落候分爰二記す」と注記して、寛文九年七月二六日付の加勢派遣隊士に統制事項などを指示した一二ヶ条の「松前正罷越候面々正被仰出候御書付」を収載している(本稿では『県史』六三七頁で確認)。この資料は本稿で使用した弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫本をはじめ同館所蔵の岩見文庫本には収載されていない。また、岩見文庫本を底本とした『新道史』では東京国立博物館本と校合の上、「七月廿六日」付としてこの「書付」を収載しているが(一〇九頁、『北方史料』では岩見文庫本に即して収載されていない。なお、注記にある二通の内のもう一通とは「巻一〇」上「収載の寛文九年七月二八日付の隊士跡式と留守家族の生活を保証した「松前へ被遣武頭物奉行より雑兵ニ至る迄被仰渡」(表Ⅰ・R1)である。

(18) 「編覽」には前掲註(17)で述べた寛文九年七月二六日付の「松前正罷越候面々正被仰出候御書付」が「松前正被遣候御人数被仰出」の「覚」として、同年七月二八日付「松前へ被遣武頭物奉行より雑兵ニ至る迄被仰渡」(表Ⅰ・R1)に相当する「松前正差遣候物頭物奉行より雑兵ニ至迄

申渡覚」の直前に収載されている。このことは「編覽」編纂時に用いられた「巻一〇」の、延いては「津軽一統志」の底本の形態を窺わせる。

(19) 「編覽」には、蜂起に至るアイヌ社会内部紛争以来の動向を詳細に記述した「巻一〇」「中」(表II)の「狄蜂起子細の事」関連資料(i 3、ii)と類似の内容が二種類収載されているが、特に「御国元より被遣候人数指扣罷有候内、松前手勢計ニ而シヤクシヤイン打捕候由左ニ記す」以下の記述は「民間の末、里巷の諺に至ル迄悉く載」せ、「其真偽正謬をいとはず」という「編覽」の編纂方針を典型的に体现したものである。例えば、その登場人物名や人間関係、蜂起中心勢力鎮圧後の下蝦夷地アイヌが抛る「松前下国奥てつくわか嵩」(赤火)攻略戦などの内容に、「宝曆十二年(一七六二)筆者註」六月仮ニ写之置者也 藤林氏 右此本何方へ□□候共、早速御返し可被成下候、以上」と奥書があり、「編覽」編纂以前に成立したと考えられる軍記物語「松前夷乱記」(弘前市立弘前図書館蔵岩見文庫)と内容の共通性が見とめられる。なお、「松前夷乱記」の異写本には「松前夷軍記」(弘前市立弘前図書館蔵岩見文庫)や『北方史料』に収載され、宝暦二年の写本を寛政元年に再度書写した旨が記された「松前蝦夷軍記」(二七七〜二八九頁)、末尾に「松前^江出陣之覚」や「被仰出候御条目之事」などを付し、奥書に「文化五年戊辰中夏 高杉尚誼写之」とある「蝦夷征伐記」(弘前市立弘前図書館蔵一般郷土資料)がある。因みに、物語の筋立ては異なるものの、登場人物名や人間関係だけをみれば「正徳三癸巳年十月上旬九日」の奥書のある「松前夷蜂起物語」(弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫)が、管見の範囲で「編覽」と共通する記述のある最古の軍記物語である。また、同様に寛文蝦夷蜂起に関連する軍記物語には、内容から前記とは別系統のものとして『北方史料』に収載の「夷蜂起物語」(九五〜一〇九頁)やこれと同系統の内容の「蝦夷人騒働記」(北海道大学付属図書館北方

資料室蔵)、「松前太平記」(秋田県公文書館蔵)があるほか、やはり『北方史料』に収載された「蝦夷一揆興廢記」(三八五〜四一四頁)もあげられる。特に最後のものは宝永七年(一七二〇)の幕府巡見使随員として松前を訪れた松宮觀山の「蝦夷談筆記」(『北方史料』所収)後半部分、「しゃむしゃゐん一揆之事」がモチーフになっているという(『北方史料』四一四頁)。寛文蝦夷蜂起の事実はこうした軍記物語によって脚色されたかたちで民間社会に流布したことと思われるが、このことが与えた民間社会の蝦夷地認識・アイヌ認識への影響については今後の検討課題としたい。

(20) 一八世紀末以降の近世国家・ロシアなどヨーロッパ勢力間接触と弘前藩の位置づけ変容の関係については、すでに浪川健治『近世北奥社会と民衆』(吉川弘文館 二〇〇五年)序章でこうした見解が提示されている(五〜八頁)。本稿ではこのような問題が弘前藩の修史事業にも反映されていたことに注目したい。

(いちげ・もとゆき 青森県史編さんグループ非常勤嘱託員)

表 I 「津軽一統志」・「巻ノ十」(上) 収載資料概要

No.	資料名(仮名)	枝 No.	個別資料名(仮名)	作成・差出	差出日付	宛先・対象	主な内容・情報	資料の 構成	記述の 趣取	備考
A	(寛文九年蝦夷蜂起に付、松前よりの注進並びに弘前より江戸へ注進の次第)						①アイヌ蜂起に関する松前藩初報の江戸・弘前藩国元への通知、松前藩鎮圧隊派遣の経過説明 ②弘前藩へのアイヌ蜂起経緯注進の工藤忠兵衛「書状」 ③弘前藩江戸藩邸の対応経過補足説明	①、③は編者補足説明 ②は引用資料(伝聞情報)		工藤忠兵衛は在福山城下の弘前藩御用達人。
B	(松前表へ加勢派兵に付、隠密に用意の次第)						①弘前藩加勢隊編成の経緯説明 ②「松前表加勢御人数定」 ③②で鎮圧不可の場合、藩主津軽信政出馬の意向などの補足説明	①、③は編者補足説明 ②は引用資料		②には「右先陣杉山八兵衛吉成一隊の人数相驗シ并軍用積り方」とあり、先陣の杉山隊のみ人員数・構成が指示されている。
C	(七月十三日、幕府に注進付)「口上之覚」				酉7月13日		①7月13日の弘前藩から幕府へのアイヌ蜂起に付、注進の経緯 ②大老酒井忠清への口上(幕府への注進の経緯、加勢派兵正否の伺い、信政江戸発向についての判断、幕府への手続さ伺い、海上渡海事情)	①は編者補足説明 ②は引用資料		②は弘前藩使者から酒井への口上。酒井の指示により信政義兄の若年若土井利房へ申し入れ。
D	(加勢派兵に付、老中指令下達の次第)						7月14日、加勢派兵は幕府からの下命によるとの回答経緯	編者補足説明か		
E	(「御国元へ申遣候御家老中御用状」)		北村弥右衛門		7月15日	渡辺治太夫 傍嶋九郎左衛門	①7月朔日付書状、11日受領、松前藩家老・工藤忠兵衛書状確認の旨通知 ②加勢派兵に関する松前藩手続きの指示 ③松前往来の船内船改め、アイヌの出船監視、領内物資統制指示 ④情報収集・報告に関する諸指示 ⑤加勢派兵の場合の諸条件、派遣部隊・動員手続きの指示	引用資料		全9条(資料名部分も簡条書となっており、編者補足の可能性があるため省いた)。①～⑤の各項目は内容を整理・分類したものであり、資料本文の配列順ではない。但し、②は第2条に相当し、直前に「此次のケ条、前二記所の酒井雅楽頭殿へ御内意、土井能登守殿を以御家中へ仰入れ候御物語。」との注記があるが、原資料での注記か編者補足説明かは不明。また、③に相当する条項中の派遣部隊に関する指示のなかで「御書付別紙」、「別紙御書付」とあるのは資料B・②と推定される。なお、宛先・対象の「渡辺治太夫」は他資料では「渡辺次太夫」とも表記されている。
F	(「別紙」)「覚」		北村弥右衛門		7月18日	「宛所同上」	①弘前藩国元主導の派兵計画中止命令 ②松前藩への加勢に関する心得・加勢隊への心得	引用資料		加勢隊動員について「先日御差因之通・「先遣而御下知之通」とあるのは資料B・②と推定され、本資料の「別紙」とは資料Eとの日付の異なる資料E・備考欄での説明を勘案すれば編者補足乃至誤記か。また宛所の記述も編者補足か。
G	(「土井能登守殿、北村弥右衛門へ仰聞られ候趣、北村書上之覚」)		北村弥右衛門				蜂起初報・加勢についての弘前藩の対幕府交渉に関する土井の指示	引用資料		資料名は編者補足か。
H	(「覚」) (「酒井雅楽頭殿江口上之覚」)				酉7月17日		①松前藩から国元への第2報、江戸藩邸着到の経緯 ②弘前・盛岡・秋田諸藩加勢をめぐる風説 ③緊急時の弘前藩加勢派兵手続き・規模、海上渡海の場合、信政自身の渡海意思と注進手続きについて	引用資料 (直接・伝聞混交)		資料名下段の「酒井雅楽頭殿江口上之覚」文言は編者補足か。 弘前藩使者から酒井への口上。酒井の指示により土井へ申し入れ。
I	(「御覚書と相見一冊」)						①7月17日、老中土屋数直より弘前藩加勢派兵の幕府意向通達 ②土井より当年の津軽馬買衆不派遣通達 ③信政江戸発向・国元下着時の手続きについて	引用資料		資料名は編者補足。
J	(「土屋但馬守殿江御発足前御覚之御書」) (「土屋但馬守殿江口上之覚」)				酉7月17日		①加勢隊渡海に関する諸条件 ②加勢派兵に関する信政自身の軍事諸対応 ③松前での加勢隊の諸対応	引用資料		全10条。①～③の各項目は内容を整理・分類したものであり、資料本文の配列順ではない。 この内容は土井にも通知。 資料名内の「土屋但馬守殿江御発足前御覚之御書」は編者補足か。
K	(「江戸表より松前家へ被遣候御書」)		津軽越中守		7月17日	松前兵庫	①松前藩よりアイヌ蜂起に関する国元への2度の報知確認の旨通知 ②願ひ通り弘前藩加勢の幕府意向通達があり、松前藩側要請次第の加勢派兵通知 ③信政、近日江戸発向・相互連絡の意向申し入れ	引用資料		「松前兵庫」(或いは「松前兵庫吉広」)は松前藩主松前矩広のこと。 資料名は編者補足か。
L	(信政、江戸発向・弘前着城の覚)						信政の江戸発向、弘前着城の経過・行程	編者補足説明か		
M	(「御覚書と相見得候一冊」)	1	「松前江遣候覚」・「江戸江遣飛脚之覚」				7月12日～9月11日間の弘前藩・盛岡藩・秋田藩の対松前藩派遣使者・飛脚(各々9回・3回・3回)と弘前藩の江戸派遣の飛脚(18回)の回数見書	引用資料		3点1括、各々、「右一通」の文言で区切られている。また、「右一通」の文言により原資料を引用したものと判断した。 資料名は編者補足。
		2	(弘前藩より松前藩へ派遣使者・飛脚、領内への蜂起情報収集に関する通達)				①松前方面への使者・飛脚派遣に関する留意事項 ②領内両河・碓ヶ関出入り、郡・町奉行・目付より指示次第の蜂起情報取り扱いに関する指示	引用資料		
		3	「松前之儀申入方之儀」				蜂起関連で接触のあった大名・旗本名	引用資料		
N	(アイヌ蜂起に付、物聞として須藤惣右衛門・吉村場左衛門派遣の覚)						アイヌ蜂起に伴う情報収集の松前藩へ派遣藩士、渡海の経過	編者補足説明か		
O	(「於鯉ヶ沢御座船用意之積方書上」)						鯉ヶ沢に用意すべき藩主乗船・藩船、地船の綱・碇準備事項	引用資料		
P	(松前兵庫吉広書状)		松前兵庫吉広		7月28日	傍嶋九郎左衛門 渡辺次太夫	松前藩家老の鉄炮借用要請に対する弘前藩家老の準備の旨回答への謝意	引用資料		本資料直前に「蝦夷蜂起に、松前より鉄炮の儀申来、書状之文儀相伝へす」とあるのは編者補足説明か。

R	Q	(蛸崎主殿広隆書状)		蛸崎主殿広隆	7月28日	松野小左衛門 山田彦兵衛	①7月24日付、松野・山田書状の旨確認通知 ②鉄炮借用要請に対する弘前藩対応への謝意 ③蜂起情勢に變動なき旨通知 ④弘前藩加勢手続きに関する申し入れ(松前藩要請次第のこと、多勢は無用のこと、鉄砲隊のみ派遣のこと)	引用資料	①の書状については判然としない。	
		1	「松前へ被遣武頭物奉行より雑兵に至る迄被仰渡」		寛文9年 7月28日		忠功者への恩賞、派遣藩士跡式の保証、留守家族の生活諸保証	引用資料	資料Rの資料名(全体名)は編者補足か。「編覧」では「松前江差遣候補物頭物奉行より雑兵に至る迄被仰渡」の資料名で記載。但し、細部には本資料との字句の異同がある。	
		2	「覚」				①弘前藩加勢派兵に付、松前矩広・泰広への口上 ②注連の頻度・内容・心得 ③松前藩陣に関する諸心得 ④帰国時、奉書(幕府指示)遵守のこと、奉書の内容のこと ⑤松前の詳細絵図、上蝦夷地情勢に関すること(情報収集の内容に関する指示か)	引用資料		
		3	「口上之覚」			(松前兵庫 間八左衛門)	①先般の前線(クンスイ)での戦果に対する祝意、江戸へも一報の旨通知 ②要請次第の派兵のはずが9月4日弘前藩の幕府指令によりそれ以前となった旨通知 ③加勢隊に諸々差図されたき旨通知	引用資料	資料R2①の内容に相当する資料。「八左衛門」は松前泰広のこと。	
		4	「(松前御加勢出陣行列)」				①加勢隊の行軍隊列・構成の詳細 ②加勢隊発足から帰国までの経過略述	引用資料 (一部編者補足説明混交か)	個別資料名は一つ書きとなっており、②の記述ともども編者補足説明か。「編覧」では「松前御加勢人数行列」の資料名で記載。但し、細部には本資料との記述・字句の異同がある。「秘苑」では「九月五日御加勢之御人数弘前出立」として記載。但し、小知行以下の記述が省略されるなど大幅に異同がある。	
		5	(松前兵庫吉広書状)	松前兵庫吉広	9月13日	北村弥右衛門 傍嶋九郎左衛門 渡辺次大夫	アイヌ蜂起に関して、弘前藩の度々の使者・飛脚派遣、杉山八兵衛ら加勢派兵への謝意	引用資料		
		6	(松前兵庫吉広書状)	松前兵庫吉広	11月9日	北村弥右衛門 傍嶋九郎左衛門 渡辺次大夫	①杉山ら加勢派兵への謝意 ②蝦夷地情勢に變動なき旨報知	引用資料		
		7	(「蝦夷遠去に付、杉山八兵衛登せられ御注連」)			(酒井)雅楽頭 (阿部)豊後守 (久世)大和守 (稲葉)美濃守 (土屋)但馬守	①アイヌ蜂起に付、加勢派兵指令並びに人数扶持方針等に対する謝意 ②蜂起の無事故且つ年内落着の祝意	引用資料	個別資料名は編者補足か。	
		8	(「老中奉書」)	土屋但馬守	12月7日	津軽越中守	①信政書状確認通知 ②アイヌ蜂起落着に付、加勢隊撤収報告・滞陣中の扶持方針等に対する信政の謝意通知のための杉山江戸派遣を慰労 ③杉山江戸派遣の首尾は杉山の復命による旨通知	引用資料	①の書状は資料R1に相当。表II・資料iv26と同資料。	
		9	「酒井雅楽頭様御口上」				①弘前藩からの杉山八兵衛を派遣してのアイヌ蜂起鎮圧報告に対する酒井の祝意口上 ②酒井に対して松前・蝦夷地詳細情勢を報告した旨の杉山復命	引用資料	個別資料名下段に「御使者 杉山八兵衛」とある。	
		10	「土井能登守様ニ而御口上大概右之通ニ而候」				①弘前藩からの杉山を派遣してのアイヌ蜂起鎮圧報告に対する土井の祝意口上 ②土井・杉山間の以前からのアイヌ蜂起の予兆・風聞の存在に関する問答について報告 ③加勢上の苦勞、酒井へ松前藩の蝦夷地・アイヌ統治上の問題点を述べた旨の報告 ④老中・杉山間のシャクシャイン首末様に関する問答、松前泰広により連軍拒否にあい大野滞陣のため首末確認の回答の旨報告 ⑤江戸での杉山・松前藩家老崎崎藏人のニアミス、土井への両者報告に異同が無い旨の報告 ⑥加勢扶持方針手続きは土井の差図に従った旨の報告	引用資料	内容から杉山の復命書と判断。文末に杉山自身によるものか、「但宿返りの事」と注記あり。	
		11	「(松前江加勢日限之覚)」			12月18日		加勢に付、弘前発着の日程・人数	引用資料	
		12	(土井利房書状)	(土井)能登守	12月27日	神保源太左衛門	弘前藩加勢隊扶持方、酒田にて授受のため勘定頭兼から現地代官松平清兵衛に証文発給に付、諸手配の指示	引用資料	宛先・対象は弘前藩江戸留守居役。	
		13	(加勢扶持方証文)	杉(浦)内蔵允 松(浦)延右衛門 岡(田)豊前守	西12月28日	松平清兵衛	加勢隊500人・松前滞陣期間95日・1人に5合ずつ、計米237石5斗の扶持方手形証文	引用資料	作成・差出は勘定奉行。宛先・対象は出羽国幕領酒田代官。	
		14	「請取申御米事」	津軽越中守内 北村弥右衛門宗好 渡辺治太夫政敬 傍嶋九郎左衛門正伴	寛文10年 成 3月29日	松平清兵衛	扶持米237石5斗、羽州酒田で受領の請証文	引用資料		
	15	(「幕府大老・老中連署奉書」)			12月19日	津軽越中守	当年(寛文9年)、アイヌ蜂起に付、加勢派兵により、来年(寛文10年)参勤免除の通達	引用資料	表II・資料iv27と同資料。	

註

- ①津軽一統志」巻第一〇(以下、当巻を「巻一〇」と略記)弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫本より作成。
- ②取載資料Noは内容的に一括りと判断できるもの毎に付した。また、一括りと判断したもので、関連の個別資料とみられるものには枝Noを付して各々その内容を示した。
- ③資料名は記述のあるものはそれを示した。但し、それが「津軽一統志」編纂過程で編者によって付されたものと考えられる場合は(「」)内に示した。また、記述のないものには適宜()内に示した。
- ④作成・差出、宛先・対象は記述のあるもののみを示した。()内は作成者註である。
- ⑤構成欄には当該資料が原資料の引用であるか、編纂過程で編者が補足説明を施したものであるか、また含まれる内容についても直接情報か伝聞情報か、その両様であるかを示した。
- ⑥記述の類似欄には、弘前藩の後の修史事業になる「津軽編纂日記」第三冊(弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫)及び「封内事実秘苑」巻四(弘前市立弘前図書館蔵一般郷土資料)の各々の寛文蝦夷蜂起関連記事に「巻一〇」取載の各資料と類似の記述がみられる場合、前者を「編覧」、後者を「秘苑」として示した。
- ⑦備考欄の条文数は当該資料が長文か、内容・情報が多岐に及ぶもののみに限って示した。

表Ⅱ 「津軽一統志」・「巻第十之中」(中) 収載資料概要

No.	資料名(仮名)	枝No.	個別資料名(仮名)	作成・差出	差出日付	宛先・対象	主な内容・情報	資料の構成	記述の趣取	備考
i (諸覚書)		1	(松前表物開として須藤惣右衛門吉宗、吉村場左衛門愛勝、八月十二日渡海之節仰含めらるゝ御ヶ条の趣并に○は右兩人書上。)				寛文9年8月、弘前藩派遣の福山城下探索項目・回答(松前から江戸への注進回数・内容、盛岡・秋田両藩との相互連絡、松前藩の武器・兵糧など軍事力・アイヌ蜂起鎮圧計画と貞意・鎮圧と城下の現況、家中の忠誠度・名前・藩主・松前泰広・重臣の行跡と城下での評判、松前藩家臣数・人名・知行形態・財政状況・城下人口、松前地形、アイヌ蜂起の経緯(別紙に回答)・戦闘能力・戦闘情報、弘前藩加勢に備えての渡海路・兵糧備蓄場所、蜂起経緯・経過など)	編者整理の引用資料(直接・伝聞両様の情報)	編者	福山城下で収集、探索項目28条、回答項目65条。 内容項目は記述を整理・分類したものであり、資料本文の配列順ではない。 本資料は個々の記述から引用資料とも見なせるが、探索項目と回答が整然としており、編者による記載上の整理が加えられていると推測される。 本資料の個別資料名は編者の補足か、「編覧」には、本資料で「松前侍中の名」として記載された松前藩士名・数について、字句・数の異同があるものの、「松前兵庫頭吉広公御家中」として記載されている。また、表Ⅲ・資料ハにも同様の記述のある松前藩財政状況、対アイヌ交易に関連して「編覧」には寛文期段階では成立していない場所請負制に関する記述がみられる。
		2	(アイヌ蜂起に至るアイヌ間紛争の経緯概略)				アイヌ蜂起前段階のアイヌ社会内部紛争の経過概略	編者補足説明		
		3	「狄蜂起子細の事」				①下蝦夷地日高地方における生業園(ウォル)をめぐる蜂起前段階のアイヌ社会内部の紛争から勢力不均衡を経て、松前藩の蝦夷地・アイヌ統治への不満・社会不安を原因に近世国家に対する蜂起に発展する経緯の詳細 ②下蝦夷地アイヌの和人数撃状況と和人の被害状況、上蝦夷地に蜂起拡大の下蝦夷地アイヌの動向 ③上蝦夷地の和人数撃状況 ④上蝦夷地蜂起初報の経緯と上下蝦夷地蜂起鎮圧のための松前藩動向	引用資料(伝聞情報)	編者	福山城下で収集、全37条。資料内のまとまり毎・順に従い、内容を要約して①～④に整理した。 資料 i 1)において、須藤・吉村は探索内容の一つとして藩庁から指示された「今度狄蜂起子細の事」(アイヌ蜂起の経緯・経過)に「委細は別紙に書付仕候事」と回答しており、この別紙に相当する内容を判断した。末尾に「右一通」の記述があり、内容も勘案して、「狄蜂起子細の事」としての一連のものとした。 「編覧」では、「寛文九己酉年七月松前蝦夷蜂起由来」として本資料を要約したような内容が記述されている。またアイヌ蜂起の経緯について別途の内容が「御国元より被遣候人数指控罷有候内、松前手勢計ニ而シヤクシヤイン打捕候由左ニ記す」として記述されているが、この記述は後に伝承化した軍記物語の影響があるとみられる。
ii (アイヌ蜂起経緯・経過の覚)					西7月23日		資料 i 3)とほぼ同内容の別途情報	引用資料(伝聞情報)	編者	全29条。資料 i 3末尾の「右一通」の記述と内容的にも一連のものかとも思われるが、本資料末尾の日付が須藤・吉村派遣以前のものであり、両者以前に松前に派遣された使者・飛脚の福山城下での収集情報と判断した。 「編覧」については資料 i 3の備考を参照のこと。
iii (「御註進」)		1	「松前の様子土井能登守殿へ被仰遣候覚」	津軽越中守	西9月朔日	土井能登守	①アイヌ蜂起経緯・経過、アイヌ社会に関する諸情報 ②蜂起鎮圧情勢、福山城下情勢	引用資料(伝聞情報)		伝進事項は須藤・吉村収集情報。資料 iii 全体の資料名は編者補足か。
		2	(アイヌ蜂起鎮圧情勢の覚)		西9月朔日		①アイヌ蜂起鎮圧戦況・アイヌの戦闘法 ②蝦夷地気象・交通情報	引用資料(伝聞情報)		
		3	「覚」		西9月3日		①アイヌ蜂起鎮圧の戦況、冬に向けての戦況予測 ②アイヌ食糧事情	引用資料(伝聞情報)		
		4	「覚」		西9月5日		①アイヌ蜂起鎮圧の戦況、和人数撃状況風聞、松前へのアイヌ侵入の風聞・福山城下の不安、松前藩から上蝦夷地アイヌ社会の蜂起終結交渉渉達の風聞 ②非蜂起アイヌ社会の対応情報	引用資料(伝聞情報)		
		5	「覚」		西9月6日		アイヌ蜂起鎮圧の戦況、アイヌ社会内の松前藩「御味方」アイヌ集団に関する情報	引用資料(伝聞情報)		
		6	「覚」		西9月10日		アイヌ蜂起鎮圧の戦況情報	引用資料(伝聞情報)		
		7	「覚」		西9月13日		アイヌ蜂起鎮圧の戦況情報	引用資料(伝聞情報)		
		8	「覚」		西9月15日		①弘前藩加勢隊の注進(複数)、9月14日初到来 ②松前藩首脳から聴取のアイヌ蜂起鎮圧情勢、松前藩鎮圧隊指揮官松前泰広のアイヌ蜂起観(蜂起「覚」)新報で蜂起鎮圧は戦況に展開可能 ③加勢隊渡海による松前近辺アイヌ社会への影響 ④浪人の松前流入情報、福山城下での蜂起鎮圧情勢城口令の風聞	引用資料(伝聞情報)		注進(複数)とは、加勢隊指揮官杉山八兵衛のものと考えられる松前到着後の注進5日分(5通、海上荒れて一括寄弘)を意味する。
		9	「覚」				①アイヌ蜂起鎮圧の戦況風説情報 ②アイヌ兵糧困窮風説情報	引用資料(伝聞情報)		資料 iii・8と一連のものとも思われるが、「覚」の標頭が付されており、個別のものとして判断した。
		10	「松前兵庫方より御奉書の御踏当地まで持参、佐新田源左衛門と申者二彼地の様子相尋候処」、「口上之覚」	津軽越中守	西9月	土井能登守	①下蝦夷地のアイヌ蜂起鎮圧情勢、時期的条件・気象・海上条件を加味して蜂起アイヌ拠点への進攻はないとの観測 ②上蝦夷地のアイヌ蜂起鎮圧情勢変化なく、鎮圧隊指揮の松前左衛門帰着の情勢	引用資料(伝聞情報)		松前藩使者からの聴取情報。
		11	「覚」			9月20日	①福山城下町の構成・様子 ②松前の和人数・アイヌ混住状況と福山城下からの行程 ③松前藩士構成・人数、松前人口	引用資料(伝聞情報)		

iii (「御注進」)	12	「美濃守殿・大和守殿・但馬守殿へ被仰遣候写」		酉/9月20日		①「くんぬいよりしふちやり迄の間、状罷有所之覚」 ②「しぶちやりより奥状罷有候所之覚」 (いずれも下蝦夷地アイヌ集落・地理・蜂起への対応と鎮圧状況)	引用資料 (伝聞情報)			
	13	「覚」	津軽越中守	酉/9月28日	稲(葉)美濃久(世)大和土(屋)但馬	下蝦夷地蜂起鎮圧情勢・諸条件から年内落着は困難との観測・風聞	引用資料 (伝聞情報)			
	14	「松前へ取置候質状入数」				蜂起に与同防止・蜂起勢力攻勢の際にアイヌ在所での防御を目的としたアイヌ人質の名前・在所(集落名)	引用資料 (伝聞情報)		資料 iii 15、16と一連のものかとも思われるが、内容的に個別のものとして判断した。	
	15	「松前」・「同所町敷」 「松前寺院」(の覚書)				松前藩主屋敷(城)の構造、福山城下町名、城下寺院・宗派情報	引用資料 (直接情報 編覧か)		資料 iii 14、16と一連のものかとも思われるが、本資料は内容的に福山城下での実見情報ともみなせ、3点1括の個別のものとして判断した。 「編覧」では「松前領主居城山也」以下、「御城下町々」、「同所寺院」と連続する記述が相当している。但し、細部には字句の異同がみられる。	
	16	「土井能登守殿迄唐牛三左衛門に被仰候御口上之覚」				(9月12日以前までの)弘前藩士収集福山下風聞情報をもとに土井に報告すべき項目を列記(盛岡・秋田両藩加勢に関する事、松前・蝦夷地地形、福山下風聞、奥蝦夷地までの様子、アイヌ社会の真意、松前藩家臣に関する噂など)	引用資料 (伝聞情報)		資料 iii 14、15と一連のものかとも思われるが、内容的に個別のものとして判断した。 唐牛三左衛門は9月12日、江戸へ派遣(「弘前藩庁日記 御国日記」同日条)。	
	17	「覚」				「内々其御地ニ而但馬守殿へ御物語致候事」の項目(松前・津・蝦夷地地形、アイヌ蜂起の詳細、蜂起勢力情報・進動向、松前藩の蜂起鎮圧情勢・兵站状況、松前藩財政状況、福山城下諸情報、松前藩と盛岡・秋田両藩間の諸連絡状況・内容、江戸への進達状況、松前渡海条件・海上状況、弘前藩士渡海時の諸状況、蜂起に伴う弘前藩領内への諸通達・藩士加勢に関する通達など)	引用資料 (直接・伝聞両様の情報)		資料 iii 18と一連のものかとも思われるが、当資料末尾に「此一通」とあり、その下段に「内々其御地ニ而但馬守殿へ御物語致候事」とあることから、本資料は老中土屋敷直への内々の報告内容を整理、項目化したものであり、個別資料と判断した。	
	18	(アイヌ蜂起に付、) 「従松前人数差遣候覚」・「松前勢くんぬいに御様子之覚」				①上・下蝦夷地アイヌ蜂起による和人数差遣状況 ②①の注進による松前藩対応、鎮圧隊編成・派遣状況 ③下蝦夷地アイヌ蜂起勢力と鎮圧隊との7月28日から8月5日までの戦況	引用資料 (伝聞情報、①は編者補足説明か)		資料 iii 17、19と一連のものかとも思われるが、本資料末尾に「右一通」とあり、内容的にも本資料のみで一括のものとして判断した。なお、①は上・下蝦夷地各々についての記述があるが、ともに末尾に「委別巻に記す」とあり、編者の補足と推測される。	
	19	「状在所之名」				道東・千島地方各地のアイヌ人口・首長名情報、各地蜂起の報告	引用資料 (伝聞情報)		資料 iii 18と一連のものかとも思われるが、本資料末尾に「右一通」とあることから個別資料と判断した。 「編覧」では細部の異同はあるものの、「松前蝦夷地」の「松前下国蝦夷」としてほぼ同様の記述がみられる。	
	20	「状詞之覚」				アイヌ社会・紛争に関する用語のアイヌ語・和語を対照したもの	引用資料 (伝聞情報)		末尾に「右一通」とあり、「編覧」では「蝦夷詞覚」として基本語彙を同様とする記述がある。但し、字句や順に異同があり、語彙量も増している。	
	iv (「御奉書」)	1	(老中奉書)	稲葉美濃守正則	8月14日	津軽越中守	①信政書状確認通知 ②信政、8月4日弘前帰着確認 ③アイヌ蜂起委細注進・今後の継続的注進の旨確認	引用資料		資料 iv 全体の資料名については編者補足か。
2		(老中奉書)	稲葉美濃守	8月22日	「従是以下御宛所同上」	①信政書状確認通知 ②松前・奥蝦夷情勢別状なき旨、状況変動次第注進の旨確認	引用資料		「従是以下御宛所同上」の文言は編者補足か。 以下、資料20以外の「御奉書」の宛先・対象は全て津軽信政。	
3		(老中奉書)			8月27日		①8月16日付、信政書状確認通知 ②アイヌ蜂起情勢別状なしといえども、前線における戦闘については松前泰広の注進を確認の旨 ③松前矩広・泰広宛奉書は弘前藩を介して送付の指示	引用資料		
4		(幕府大老・老中連署奉書)	酒井雅楽頭忠清 阿部豊後守忠秋 稲葉美濃守正則	8月27日			①松前藩鎮圧隊、前線での戦況確認 ②弘前藩加勢派兵指令、松前矩広・泰広意図により人員配置・両人と同様の通達・相互指図の旨・松前藩鎮圧隊に配慮の旨指示 ③雪中行軍不可になり鎮圧隊撤収の際には弘前藩加勢隊も元元撤収のこと、状況変動あり次第注進の指示 ④盛岡・秋田両藩の状況次第の加勢派遣を示唆、両藩兵と出入りなきよう加勢隊に厳命の指示	引用資料		
5		(老中奉書)	稲葉美濃守		8月27日		①松前矩広・泰広宛老中奉書を送付し、返書到来時、当書状を宿願証文として江戸へ送付の指示 ②弘前藩加勢隊の扶持付給付決定通知 ③松前藩へ弘前・盛岡両藩家臣を通じて注進の指示、了解された旨通知	引用資料		文頭に「追而入申候」とあり。
6		(老中連署奉書)	稲葉美濃守 土屋但馬守		9月12日		①9月9日付、信政書状確認通知 ②松前藩へ派遣の弘前藩使者復命による注進確認、以後の注進は幕府用意の10枚の宿願証文にて行うよう指示	引用資料		①の書状とは資料 iii 1に相当するものか(若年寄土井利房から老中へ上申か)。
7		(老中奉書)	土屋但馬守致(敬)直		9月13日		①信政書状確認通知 ②蜂起落着の旨、別紙の通り確認通知	引用資料		本資料は弘前市立弘前図書館蔵岩見文庫本では欠落。

iv 〔御奉書〕	8	(老中奉書)	土屋但馬守	9月16日		①信政書状確認通知 ②弘前藩加勢隊派遣指令承知の旨確認 ③扶持方給付のこと ④土井への数度の報告、幕府においても承知の旨通知	引用資料		
	9	(老中連署奉書)	稲葉美濃守 土屋但馬守	9月21日		①信政書状確認通知 ②弘前藩加勢隊、福山城下着到の旨確認	引用資料		
	10	(老中奉書)	稲葉美濃守	9月25日		①信政書状確認通知 ②アイヌ蜂起情勢別状なき旨、藩士取集情報報告のため弘前藩使者着到確認	引用資料		
	11	(老中奉書)	土屋但馬守	9月28日		①アイヌ蜂起に付、松前藩への拝米給付通知 ②松前藩への奉書回送の指示	引用資料		
	12	(老中連署奉書)	稲葉美濃守 土屋但馬守	9月28日		①信政書状確認通知 ②アイヌ蜂起年内未決の場合の翌春の弘前藩派兵願いについて、詳細は土井から通達す旨通知	引用資料		
	13	(老中奉書)	土屋但馬守	9月晦日		①信政書状確認通知 ②アイヌ蜂起情勢別状なき旨確認 ③弘前藩収集の風説情報確認	引用資料		③の風説情報は資料iii17に相当するものか。
	14	(老中奉書)	土屋但馬守	10月朔日		①9月20日付、信政書状2通確認通知 ②アイヌ蜂起情勢別状なき旨、風説情報2通の旨確認	引用資料		①の書状2通とは資料iii11、12に相当するものか。
	15	(老中連署奉書)	稲葉美濃守 土屋但馬守	10月6日		①9月25・28・29日付、信政書状確認通知 ②松前矩広より奉書受領の返札到来の旨通知、続けて矩広・泰広への奉書を弘前藩を介して送付の指示 ③松前・蝦夷地風説情報確認	引用資料		①の書状3通の内、25日付は資料iii13に相当するものか。
	16	(老中奉書)	稲葉美濃守	10月14日		①信政書状確認通知 ②松前・蝦夷地情勢変動なき旨、別条あり次第注進の旨確認	引用資料		
	17	(老中連署奉書)	稲葉美濃守 土屋但馬守	10月19日		①10月8日付、信政書状確認通知 ②松前・蝦夷地情勢変動なき旨、松前「附置」の藩士から度々報告の旨確認 ③10月9・11日付の書状・「一書」到来、確認の旨通知	引用資料		
	18	(老中奉書)	稲葉美濃守	10月26日		①信政書状確認通知 ②松前と奥蝦夷地情勢変動なき旨確認 ③松前泰広、前線(シラオイ)滞陣の旨、上蝦夷地インカリ河川のアイヌ集団蜂起共同の旨、その他別状なきこと松前藩家臣より聴取の旨確認	引用資料		
	19	(老中奉書)	稲葉美濃守	10月28日		①信政書状確認通知 ②継飛脚、宿継証文紛失に付捜索し、他領での紛失が明らかになった旨通知	引用資料		
	20	(老中連署奉書)	稲葉美濃守 土屋但馬守	寛文9酉 年 10月11日	小塚原より津軽迄右宿中	9月28日の津軽信政への継飛脚、宿継証文紛失に付宿々探索の上、紛失場所を江戸町奉行へ報告の下命	引用資料		
	21	(老中連署奉書)	稲葉美濃守 土屋但馬守	閏10月6日		①10月21・29日付、信政書状2通確認通知 ②アイヌ蜂起、近日落着・松前泰広松前婦着予定を松前矩広家臣連絡の旨確認 ③宿継証文は新庄領で紛失と秋田藩より報告に付、承知置くよう通知	引用資料		
	22	(老中連署奉書)	稲葉美濃守 土屋但馬守	閏10月9日		アイヌ蜂起落着の旨、松前泰広より報告あれば、弘前藩加勢隊は幕府への伺いなく撤収の指示	引用資料		
	23	(老中連署奉書)	稲葉美濃守 土屋但馬守	閏10月11日		①信政書状確認通知 ②アイヌ蜂起は10月21・24日落着、アイヌ54人討取・生捕の旨松前泰広、弘前藩家臣に報知の旨確認 ③松前滞陣の弘前藩家臣撤兵指示	引用資料		
	24	(幕府大老・老中連署奉書)	酒井雅楽頭 阿部豊後守 稲葉美濃守 土屋但馬守	閏10月12日		①閏10月6日付、信政書状確認通知 ②奥蝦夷落着の旨確認、この件に付、松前矩広書状確認の旨の返書回送を指示	引用資料		
	25	(老中連署奉書)	稲葉美濃守 土屋但馬守	閏10月16日		①信政書状確認通知 ②弘前藩、先般の松前泰広宛奉書・泰広返書仲介の旨確認・重ねての泰広宛奉書回送の指示	引用資料		
	26	(老中奉書)	土屋但馬守	12月7日		①信政書状確認通知 ②アイヌ蜂起落着に付、加勢隊撤兵報告・滞陣中の扶持方給付に対する謝意通知のために松前派遣家臣の江戸派遣を慰勞 ③家臣江戸派遣の首尾はその復命による旨指示	引用資料		表1・R8と同資料、従って松前派遣の家臣とは加勢隊指揮官杉山八兵衛と判断。
	27	(幕府大老・老中連署奉書)	酒井雅楽頭 阿部豊後守 稲葉美濃守 正則 久世大和守 土屋但馬守 敬(敬直)	12月19日		当年(寛文9年)松前へ加勢派兵に付、翌年(寛文10年)の参勤免除の通達	引用資料		表1・R15と同資料。

註
典拠、表記上の註は表Iと同様。但し、表1・註⑥に関して、ここでは「秘免」に記述の類似はみられない。なお、「巻第十之中」(中)全体の資料名として「須藤惣右衛門、吉村場左衛門松前江渡海井御註進御奉書」と付されている。この資料名は編者の補足であると思われる。

表Ⅲ 「津軽一統志」・「巻第十之下」(下) 収載資料概要

No.	資料名(資料仮名)	枝No.	個別資料名(仮名)	作成・差出	差出日付	宛先・対象	主な内容・情報	情報の種類	記述の取	備考
イ	(盛岡藩より松前加勢準備に付、覚書並びに注進)	1	「此度南部より松前へ御加勢支度之覚」	山田彦兵衛 松野右左衛門	8月3日	御老中様	盛岡藩加勢準備・渡海手続情報	引用資料 (伝聞情報)	盛岡城下で収集。	「宛先・対象」の「御老中様」は弘前藩家老を指す。
		2	「同注進」				仙台藩(片倉家)中の松前家・盛岡藩より松前藩へ武具、鉄炮貸与情報			
ロ	「松前へ秋田より御加勢支度」						秋田藩の加勢隊編成、陣容情報	引用資料 (伝聞情報)		久保田城下で収集か。「伊東門右衛門覚書」とあり、伊東門右衛門が報告者か。「津軽一統志」編纂のための資料提供者かは不明。
ハ	「覚書」						①鯉ヶ沢から松前への渡海状況 ②松前藩役人との交渉(弘前藩使者への応対、松前泰広藩主津軽信政書状持参・加勢隊派遣に備えた通路見分のため鎮見隊を陣所、蜂起鎮見前線基地(クンスイ)への通行認可)状況 ③松前藩側から伝達した対アイヌ戦況・前線状況 ④松前藩側・財政状況、対アイヌ交易状況 ⑤アイヌ社会の状況、蜂起への対応情報 ⑥松前藩の幕府への状況報告のための使者派遣、盛岡・秋田両藩の動向と松前藩側の対応情報 ⑦福山城下の様子・城下での風聞情報	引用資料 (①、②は直接情報 ③、④、⑤は伝聞情報 ⑥、⑦は直接・伝聞両様の情報)	編覧	全79条、①～⑦の各項目は内容を整理・分類したものであり、資料本文の配列順ではない。福山城下で収集。 表Ⅱ・Ⅲにも同様の記述のある松前藩財政状況や対アイヌ交易に関する記述については「編覧」にも同内容の記述があり、例えば蝦夷地産物について本資料での「松前上り出口申出候商物の事」・「松前下り商物」の記述が、「編覧」では種を異にするもの。「松前上り国より山戻物」・「松前下り国より出候商物」として記述されている。また、寛文9年段階では成立していない場所請負制に関する記述がみられる。なお、記述内容から作成・差出は須藤惣右衛門・吉村場左衛門と推測される。
ニ	「松前下の国廿二三年前に参候者申分」				9月24日		下蝦夷地各地(道東、クナシリ・ラッコ島まで)への海上里程と各地のアイヌ集落の所在・人口・首長名情報	引用資料 (伝聞情報)		福山城下で収集。
ホ	「下之国道積」・「くぬぬいよりせたいないへ山越口」・「しつかりよりすつへ山越口」				10月朔日		松前から下蝦夷地シフチャリまでの行程・下蝦夷地クンスイ、シツカリから上蝦夷地セタナイ、スツツへの山越ルート状況情報	引用資料 (伝聞情報)		福山城下で収集。
ヘ	「松前より下口への道積」						福山城下から東在、下蝦夷地ウンヘツまでの行程・各集落間里程、家数、河川の有無などの情報	引用資料 (伝聞情報)		福山城下で収集。
ト	「松前より蝦夷地迄所付」						福山城下から西在、上蝦夷地ソウヤまでの各集落名(西在58、上蝦夷地38)、戸数・人口、地形の特徴、アイヌ首長名とアイヌ居住の有無・人口、商場知行主名などの情報	引用資料 (伝聞情報)		福山城下で収集。
チ	「松前より下秋地所付」						福山城下から東在、下蝦夷地アツクシまでの各集落名(全117)、戸数・人口、地形の特徴、アイヌ首長名とアイヌ居住の有無・人口、商場知行主名などの情報	引用資料 (伝聞情報)		福山城下で収集。東在、下蝦夷地の区分を示す文言がなくここでは、総合して収載個数を示すにとどめた。
リ	「石狩地形の事」				10月朔日		①シツカリ地形の眺望、植生(とアイヌ通行)状況 ②シツカリ河川状況風聞、河口地質状況 ③シツカリ河口・水深状況、河水状況による舟航行難の推測 ④シツカリ河川状況などの風聞 ⑤流城行程・里程、アイヌ集落・交易状況の情報	引用資料 (①は直接・伝聞両様の情報 ②は直接・分析情報 ③、④、⑤は伝聞情報)		全9条。①～④の各項目は内容を整理・分類したものであり、資料本文の配列順ではない。上蝦夷地現地で収集の伝聞情報を含む。
ヌ	「下之国陸地」・「上之国陸地」・「松前より下の国風順逆」・「上之国風順逆」				10月朔日		福山城下から上・下蝦夷地陸路行程(上蝦夷地陸路不可)・海上路情報	引用資料 (直接・伝聞両様の情報)		4点1括。福山城下で収集か。
ル	「松前への海上船道積」 ・「同大絵図ニ御座候書付」						津軽領各湊から福山城下・松前への海上里程情報	引用情報 (伝聞・確認情報)		2点1括。 「同大絵図ニ御座候書付」は「陸奥国津軽郡之絵図」に記載の里程・文言と一致することからこの情報は同絵図からの確認情報と推測される。
ヲ	「御領分伏之覚」				11月16日		津軽領居住アイヌ(42軒の津軽アイヌ名、居所)情報	引用資料 (直接情報)	編覧	「編覧」では「津軽ニ松前蝦夷種類渡り住所状覚」としてほぼ同様の記述があり、津軽アイヌの身体・言語・生活上の特色にも言及がある。
ワ	「松前・蝦夷地海上船・陸地道積の書付」				1月29日		松前城下から上・下蝦夷地への海上行程・蝦夷地内陸路行程、商船渡海状況(津軽領からの商船渡海を含む)情報	引用資料 (伝聞情報)		2点1括。福山城下で収集か。
カ	(「寛文十丙戌年松前上国下国江為物開収只右衛門重清・秋元六左衛門吉重渡海」/「下蝦夷地見分の家来掃着に付、注進の覚」)	1	(上・下蝦夷地見分の家来掃着に付、書状)				寛文9年冬以来の願いに認められ、松前・蝦夷地へ見分派遣の藩士掃着に付、復命の旨報告	引用資料		「家来を以貴様迄御内意申進候」、「御老中江之御口上」、「雅楽頭江之御状之事」の文言があり、まず本書状で弘前藩と幕府の取次役である土井に趣旨を述べ、次いで②の「口上」を老中と土井忠清に伝達と推定される。資料名(以前の)は編者補足か。
		2	「口上之覚」				①上蝦夷地探索隊派遣経緯・経過 ②上蝦夷地ヨイチ、オショロで各地のアイヌ首長らと接触、松前藩による蝦夷地仕置(統治行政)状況・上蝦夷地蜂起理由を聴取 ③寛文10年5月、松前藩からの上蝦夷地へのツクナイ交渉通達とツクナイによる蜂起鎮圧状況 ④上蝦夷地アイヌ社会の松前藩への服従度・蜂起への対応の多様性、下蝦夷地蜂起勢力鎮圧状況 ⑤松前藩兵派遣船との接触情報、松前からヨイチまでの海岸状況と下蝦夷地海岸状況	引用資料 (①は直接情報 ②、③は伝聞情報 ④は伝聞・分析情報 ⑤は直接・伝聞両様の情報)	編覧	全11条。①～⑤の各項目は内容を整理・分類したものであり、資料本文の配列順ではない。上蝦夷地現地で収集情報を含む。 江戸派遣藩士は、「津軽藩日記 御国日記」によれば牧は寛文10年5月21日松前・蝦夷地見分派遣、同年7月19日弘前掃着、同年7月23日江戸派遣、同年8月30日弘前掃着。 資料名については資料カ1、備考の説明と同様。
コ	(「寛文十丙戌年松前上国下国江為物開収只右衛門重清・秋元六左衛門吉重渡海」/「万開書付」)			阿部喜兵衛	寛文10年6月		①上蝦夷地探索経過 ②上蝦夷地ホロモイ(モイ)、オショロ、ノナマエでアイヌ首長らと接触、松前藩による蝦夷地仕置(統治行政)状況・上蝦夷地蜂起理由を聴取 ③松前藩の上蝦夷地アイヌ蜂起勢力鎮圧状況 ④弘前藩の上蝦夷地探索隊派遣への松前藩側の対応意思に関する風聞と実際の接触状況 ⑤アイヌ社会の状況、交易慣習、上蝦夷地フロロからウヘツまでのアイヌ集落・首長名情報	引用資料 (①は直接情報 ②、③は伝聞情報 ④、⑤は直接・伝聞両様の情報)	編覧	全43条。①～⑤の各項目は内容を整理・分類したものであり、資料本文の配列順ではない。上蝦夷地現地で収集か。 資料カ2②の根拠ともなる詳細情報。 資料名については資料カ1「備考」の説明と同様。本資料で記述された上蝦夷地各地のアイヌ集落名・首長名について、「編覧」では字句、数の異同はあるものの、「松前蝦夷地」・「松前上国蝦夷地」として同様の記述がみられる。

タ	(「寛文十丙戌年松前上国下国江為物開牧只右衛門重清・秋元六左衛門吉重渡海」) / 「兵庫榎御居城より松前上国江渡口覚」		阿部与七郎		福山城下から西在、上蝦夷地エウヘツまでの各集落名(西在32、上蝦夷地40)、戸数・人口、地形の特徴、アイヌ首長名とアイヌ居住の有無・人口、商場所在などの情報	引用資料(直接・伝聞両様の情報)	資料名の続いて「但阿部与七郎松前へ参候節之覚書」の注記(編者によるものか)があり、福山城下で収集と推測されるが、阿部がどの段階で福山城下に派遣されたのかは判断し難い。なお、阿部与七郎は弘前藩上蝦夷地探索隊随員でもあり、地形の特質などについては直接見分による情報も含まれる。資料名については資料カ1、備考の説明と同様。
レ	(「寛文十年五月松前上ノ国下ノ国両方之状落居之きざみ、検見被仰付罷越候覚」)	1	(下の国へ参候覚)		下蝦夷地探索隊の人員、経過概略	編者補足説明か	資料名は編者補足か。
		2	(上の国へ参候覚)		①寛文10年4月末以降の上蝦夷地探索隊派遣経緯と派遣までの準備経過、人員・船隊構成、探索経過の詳細 ②アイヌとの接触、直接聴取の蜂起原因情報、アイヌ交易慣習・習俗情報 ③松前藩兵派遣船との接触情報、海上時化のため関内避難の経緯と松前藩役人との交渉内容	引用資料(①、③は直接情報②は直接・伝聞両様の情報)	全3条。①～③の各項目は内容を整理・分類したものであり、資料本文の配列順ではない。上蝦夷地現地で収集か。資料カ2②の根拠情報か、または「津軽一統志」編纂時に提出されたと思われる資料ヨの情報をも含む諸資料をもとに整理されたものか。資料名については資料レ1、備考の説明と同様。
ソ	(「寛文十年五月松前上ノ国下ノ国両方之状落居之きざみ、検見被仰付罷越候覚」/奉言上覚)	1	「奉言上覚」	寛文10年 戊 6月23日	①下蝦夷地探索経過 ②アイヌとの接触(探索隊、下蝦夷地ケルマ・マツイン近辺着岸)、探索隊と下蝦夷地アイヌ戦闘の詳細 ③マツイシ以東の下蝦夷地やカラフトへの、また、カラフトから北高麗への海上行程情報	引用資料(①、②は直接情報③は伝聞情報)	全13条。①～③の各項目は内容を整理・分類したものであり、資料本文の配列順ではない。①・②は下蝦夷地現地で収集、③は探索過程で収集か。資料カ2、資料レ1の根拠情報か。資料名(ノ以前)は編者の補足か。
		2	(戦闘に付武功の覚書)		戦闘での武功者名と内容	引用資料(直接情報)	下蝦夷地現地で収集。資料レ1の根拠情報か。資料名については資料ソ1、備考の説明と同様。

註

典拠、表記上の註は表Iと同様。但し、表I・註⑥に関して、ここでは「秘苑」に記述の類似はみられない。なお、「巻第十之下」(下)全体の資料名として「開書、松前之地形、上ノ国・下ノ国道程所付并海上順逆、寛文十年杳只右衛門・秋元六左衛門渡海、」と付されている。この資料名は編者の補足であると思われる。